

平成29年度
エネルギー使用合理化等事業者支援事業
公募要領



平成29年5月

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② SIIから補助金の交付決定を通知する以前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ③ 補助事業に係る資料(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む)の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ④ 補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該財産の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、導入した設備等の法定耐用年数期間をいう。
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
※ 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」に準ずる。
- ⑤ また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対して必要に応じて現地調査等を実施します。
- ⑥ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10. 95%の利率)をえた額をSIIに返還していただきます(SIIは、当該金額をそのまま国庫に返納します)。併せて、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を取るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ⑦ SIIは、交付決定後、採択分については、事業者名、事業概要等をSIIのホームページ等で公表することができます。
- ⑧ なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)(以下「補助金適正化法」という。)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業への申請手続きを行うこととしてください。

目次

事業全体の概要

1. 本事業の要件	7
2. 補助金名及び目的	9
3. 補助対象事業者	9
4. 補助対象経費	12
5. 他の補助事業との重複	12
6. 申請について	13
7. 審査及び交付決定・公表について	15
8. 補助事業期間	16
9. 実績報告及び補助金額の確定	17
10. 補助金の取消について	17
11. 補助金支払い以降	17
12. 事業完了後の成果報告	17
13. 事業全体スケジュール	18

I. 工場・事業場単位

1. 工場・事業場単位での省エネルギー設備導入事業とは	25
2. 事業区分	25
3. 申請要件	25
4. 申請単位	26
5. 補助対象設備	27
6. 書類提出の期限と提出先	30
7. 見積依頼・競争入札	31
8. 成果報告	31
9. (ア)省エネルギー対策事業とは	32
10. (イ)ピーク電力対策事業とは	34
11. (ウ)エネマネ事業とは	37
12. 複数年度事業	42
13. 年度またぎ事業	43

II. 設備単位

1. 設備単位での省エネルギー設備導入事業とは	47
2. 申請単位	47
3. 補助対象設備	47
4. 省エネルギー計算について	47
5. 書類提出の期限と提出先	48
6. 見積依頼・競争入札	49
7. 成果報告	49
8. 補助対象設備の範囲と基準値	50

付録

◇日本標準産業分類	63
◇原油換算係数表	64

事業全体の概要

事業全体の概要

1. 本事業の要件

事業区分	I 工場・事業場単位での省エネルギー設備導入事業 (工場・事業場単位)	
	(ア)省エネルギー対策事業	(イ)ピーク電力対策事業
事業概要	省エネルギー設備への更新、改修、プロセス改善、EMS(計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギー・マネジメントシステム)の新設により、省エネルギーを達成する事業。	設備の更新、改修、プロセス改善、EMS(計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギー・マネジメントシステム)の新設、又は蓄電池・蓄熱システム・自家発電設備の新設により、電気需要平準化時間帯(ピーク時間帯)の電力使用量を削減する事業。 ※ ピーク時間帯: 7月1日から9月30日及び12月1日から3月31日の8時～22時のこと。
申請要件	<ul style="list-style-type: none">投資回収年が5年以上であること。「エネルギー使用量が1,500kl以上の工場・事業場」と「中小企業に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社(みなし大企業を含む))」はエネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下、「省エネ法」という。)の中長期計画等に記載されている事業であること。	
	原油換算量ベースで、以下のいずれかを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none">計画省エネルギー率: <u>1%以上</u>計画省エネルギー量: <u>1,000kl以上</u>費用対効果: <u>200kl/千万円以上</u>計画エネルギー消費原単位改善: <u>1%以上</u>	ピーク時間帯の電力量ベースで、以下のいずれかを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none">計画ピーク対策効率率: <u>5%以上</u>計画ピーク対策効率量: <u>190万kWh以上</u>費用対効果: <u>80万kWh/千万円以上</u>計画ピーク対策原単位改善: <u>1%以上</u>
補助率	設計費、設備費、工事費の 1/3 以内 ※ ウ)と同時に申請する場合は 1/2 以内	
補助限度額	<p>【上限額】1事業あたり 15億円/年度</p> <p>【下限額】1事業あたり 100万円/年度</p> <p>※ 複数事業者で実施する工場・事業場間一体省エネルギー事業の 1事業あたりの上限額は30億円/年度 ※ 複数年度事業の事業全体の上限額は1事業あたり50億円</p>	

事業全体の概要

I 工場・事業場単位 (つづき)	II 設備単位での 省エネルギー設備導入事業 (設備単位)	事業区分
(ウ)エネマネ事業	既設設備を省エネルギー性の高い設備への更新により、省エネルギーを達成する事業。	事業概要
左記に同じ	以下に示す設備区分に該当する設備であり、SIIが定めた基準を満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> • 高効率照明 • 産業ヒートポンプ • 高性能ボイラ • 高効率コーチェネレーション • 低炭素工業炉 • 冷凍冷蔵庫 • 高効率空調 • 業務用給湯器 • 變圧器 • 産業用モータ 	申請要件
エネマネ事業効果(制御効果に加え、計測に基づく運用改善効果を含む)で以下のいずれかを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> • 計画省エネルギー率: <u>2%以上</u> • 計画ピーク対策効果率: <u>10%以上</u> 		
設計費、設備費、工事費の 1/2 以内	設備費の 1/3 以内	補助率
左記に同じ	<p>【上限額】 1事業あたり 3,000万円</p> <p>【下限額】 1事業あたり 50万円</p> <p>※ 中小企業者、個人事業主の下限額は 30万円</p>	補助限度額

事業全体の概要

2. 補助金名及び目的

(補助金名)

平成29年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

(省エネルギー投資促進に向けた支援補助事業のうちエネルギー使用合理化等事業者支援事業)

(目的)

我が国は経済成長と世界最高レベルの省エネルギー水準を両立している中、今後さらに「長期エネルギー需給見通し」に基づき、2030年度において最終エネルギー消費で5,030万kWh程度の省エネルギーを達成していく必要がある。

5,030万kWh程度の省エネの実現のためには、国を挙げてのエネルギー管理の強化、省エネルギーに資する技術、設備の導入等による、徹底的な省エネルギーの実施が必要となっている。

本事業では、民間事業者等による省エネルギー設備・技術等を導入する事業に対して支援を行うことにより、2030年度の省エネ目標達成に寄与することを目的とする。

3. 補助対象事業者

本補助金に交付申請を行う者は、以下の要件を全て満たすこと。

① 国内において事業活動を営んでいる法人及び個人事業主であること。

※ 個人事業主は、青色申告者であり、税務署の受領印が押印された確定申告書Bと所得税青色申告決算書の写しを提出できること。

※ 中小企業者の定義については次ページを参照のこと。

※ 事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会に該当する事業者は、認可書を提出すること。

② 原則、補助事業により国内において設置する補助対象設備の所有者であり、その設備の法定耐用年数の間、継続的に使用すること。

※ ESCO(シェアード・セイビングス契約に限る)、リース等を活用し、設備使用者と所有者が異なる場合、設備使用者と所有者で共同申請(11ページを参照のこと)を行うこと。

※ 取得財産等を法定耐用年数期間内に処分しようとするときは、あらかじめSIIの承認を受けなければならぬ。その場合、補助金の返還が発生する場合がある。

③ 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

④ 経済産業省の補助金等停止措置又は指名停止措置に該当しない者であること。

※ 公的資金の交付先として社会通念上不適切な事業者の申請は受け付けない。

事業全体の概要

➤ 中小企業者について

中小企業基本法第2条に準じて、以下のとおり中小企業者を定義する。

業種	下記のいずれかを満たしていること	
	資本金	従業員数
①製造業、その他	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③小売業	5千万円以下	50人以下
④サービス業	5千万円以下	100人以下

※ 資本金基準又は従業員数基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とする。

※ ただし、下記のいずれかに該当する「みなし大企業」は除く。

- ・ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者。
- ・ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2/3以上を複数の大企業が所有している中小企業者。
- ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者。

大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であつて事業を営む者をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社又は投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合に該当する者は大企業として扱わない。

事業全体の概要

➤ 共同申請について

以下に該当するケースは共同申請を行うこと。

(1) ESCOを利用する場合

- ESCOを利用する場合は、シェアード・セイビングス契約に限る(ギャランティード・セイビングス契約等は対象外)。
- 設備使用者とESCO事業者は共同申請を行い、原則ESCO事業者は1申請につき1社とする。
- 導入効果がESCO事業者によって保証される契約(パフォーマンス契約)を行う事業とする。
- ESCO料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、ESCO料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示)を提示すること。
- 同一事業において、設備使用者による購入とESCO事業者による購入を併用しないこと。

(2) リースを利用する場合

- リースを利用する場合は、設備使用者とリース事業者は共同申請を行い、リース事業者は1申請につき1社とする。
- リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示)を提示すること。
- 同一事業において、設備使用者による購入とリース事業者による購入を併用しないこと。
- リース契約として共同申請する場合であっても、リース契約内容が、残価設定付リース契約及び割賦契約と判断される場合は対象外とする。

(3)複数の事業者の工場・事業場でエネルギーを一体管理している場合

- エネルギー管理を一体で行う単位が、複数の事業者の場合は、エネルギー管理を一体で行っている全ての事業者による共同申請とすること。

(4)商業用ビル等の場合

- 所有する建築物内の設備更新等を行う場合は、建築物・設備の所有者が申請者となる。なお、店子が設備を使用する場合は、店子との契約書等の写しを提出すること。
- 申請者が店子の場合(自社所有でない建物等に設備を設置する場合)は、建築物の所有者の承諾書(設備設置承諾書)を提出するものとする。
- 申請者が店子(A)であり、かつそのエネルギー管理単位の管理下に他のエネルギー使用者(B、C….)を含む場合は、他のエネルギー使用者(B、C….)が設備を適切に使用することを確認し、店子(A)と他のエネルギー使用者(B、C….)との契約書等の写し及び建築物の所有者の承諾書を提出するものとする。

事業全体の概要

4. 補助対象経費

補助対象経費は以下のとおりである。

費目	説明	工場・事業場単位	設備単位
設計費	補助事業の実施に必要な機械装置・建築材料等の設計費、システム設計費等※	○	×
設備費	補助事業の実施に必要な機械装置の購入に要する費用。 工場・事業場単位については、機械装置の製造(改修含む)に要する費用も含む。	○	○
工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する費用。 機械装置の運搬・据付費、試運転調整費等も含む。	○	×

※ 個別のシステム設計や強度計算等が発生し、対価に応じた成果物(設計図書等)が作成される場合、これらを設計費として計上することができる。なお、工事実施に伴う工事用図面等は、設計費に含めず、工事費に含めること。

以下の経費は、補助対象外とする。

- ・消費税及び地方消費税
- ・SIIが補助対象外と判断する設備、機器等の購入費
- ・償却資産登録できない設備の購入費
- ・補助金交付決定が行われる以前に係る経費
- ・外構工事費(配管土木工事等)、及び事業に関係のない工事費
- ・既存設備・システムの解体・撤去・移設に係る経費
- ・補助事業に係る土地の取得費用及び賃借料

➤ 自社調達を行う場合の利益等排除の考え方

補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられる。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価(当該調達品の製造原価など※)をもって補助対象経費に計上する。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がある。

5. 他の補助事業との重複

本補助金と国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金、及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の併用はできない。

税制優遇との併用可否については、それぞれの税制担当窓口に問い合わせのこと。

(参考)本補助金とエネルギー環境負荷低減推進税制(グリーン投資減税)の併用はできない。詳しくは、資源エネルギー庁ホームページを参照。

<http://www.enecho.meti.go.jp/greensite/green/>

事業全体の概要

6. 申請について

(1)予算額:約234億円

(2)公募期間

SIIは、以下の期間で本補助金の交付申請を受け付ける。

公募期間：平成29年5月25日（木）～平成29年6月26日（月）12:00【必着】

(3)申請方法

本補助金の申請を行う事業者（申請者）は、本公募要領等を確認し、以下の手順で申請する。

- ① SIIホームページで補助事業ポータルのアカウント登録をする。
- ② 補助事業ポータルにログインし、申請に必要な情報をポータルに入力する。
- ③ 入力した情報から書類を作成・出力し、他の必要書類と併せてファイリングし、平成29年6月26日（月）12:00までに申請書一式が到着するように郵送すること（持ち込み不可）。
- ④ 申請書類等の公募関連情報については、SIIホームページ(<https://sii.or.jp/>)に随時公表する。

<提出先>

事業区分によって異なるため、詳細は各事業区分の説明を参照のこと。

- | | |
|-------------|-----------|
| I. 工場・事業場単位 | : 30ページ参照 |
| II. 設備単位 | : 48ページ参照 |

- 申請者は事業実施の確実性や補助金の有効利用の観点から、事業計画全体を十分検討して申請すること。
- 補助事業ポータルで必要事項の入力だけでは申請完了とならないため、必ず書類一式を郵送すること。
- 申請書類は返却しないため、事業者は必ず提出書類全ての写しを「副」として1部保管し、SIIからの問い合わせ等に対応できるようにすること。
- 申請した後、交付決定を受ける前に、以下の変更が生じた場合には必ずSIIに変更届を提出すること。

変更する内容	手続書類の名称	手続き
①代表者が変わるとき	代表者変更届	所定書類の提出
②事業者名が変わるとき	補助事業者名変更届	
③住所が変わるとき	住所変更届	

事業全体の概要

(4)手続代行について

- ・「(ウ)エネマネ事業」の場合は、エネルギー管理支援サービス契約を締結するエネマネ事業者が代行申請すること。
- ・「II. 設備単位」の場合は、3者以上の見積依頼・競争入札で選定した販売事業者を、申請手続きの代行者とすることができる。

手続代行者は依頼された手続代行について、善良な管理者の注意をもって間違いや不備等のないように申請手続きを代行すること。また、SIIや申請者からの問い合わせ等に対し、確実に対応すること。

(手続代行の対象書類)

- ① 交付申請書
- ② 交付申請取下げ届出書
- ③ 補助事業計画変更承認申請書
- ④ 補助事業事故報告書
- ⑤ 補助事業実績報告書
- ⑥ 補助事業年度末実績報告書
- ⑦ 補助事業承継承認申請書
- ⑧ 精算(概算)払請求書
- ⑨ その他SIIが指示する手続き

(手続代行者の責務及び不正行為に対する措置)

- ・手続代行者は、手続きに当たって申請者から提供され、又は知り得た営業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密を保持すること。
- ・SIIが、補助事業の適正かつ円滑な運営を図るために手続代行者に対して協力を求めた場合は、これに応じること。
- ・手続代行者が手続きを虚偽その他不正の手段により行った疑いがある場合、SIIは必要に応じて調査を実施する。不正行為が認められたときは、SIIが実施する全ての補助金について一定期間の手続代行の停止や、当該手続代行者の名称及び不正の内容の公表等の措置を取ることがある。

事業全体の概要

7. 審査及び交付決定・公表について

(1) 審査

SIIは申請事業内容等について以下の項目に従って審査を行う(必要に応じて申請者へのヒアリングを実施)。

SII内に設置した学識経験者を含む関係分野の専門家で構成される審査委員会の審査結果を踏まえ、総合的な評価を行い、採択者を決定する。

① 審査項目

- 補助事業の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること。
- 補助事業の全体計画(資金調達計画、工事計画等)が適切であり、事業の確実性、継続性が十分であると見込まれること。
- 補助事業に要する経費(設計費、設備費、工事費)は、当該補助事業と同程度の規模、性能を有する類似の事業の標準価格、工事事業者等の参考見積等を参考として算定されているものであること。

② 評価項目

- 省エネルギー効果及びピーク対策効果
- 費用対効果(補助対象経費1千万円あたりの耐用年数を考慮した省エネルギー量又はピーク対策効果量)
- 中小企業者、個人事業主及び中小企業団体等(事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会)の省エネルギー事業

「I.工場・事業場単位」での申請で、下記項目に該当する場合には評価を行う。

(必要に応じて資料を添付すること。)

- 中小企業等経営強化法第13条第1項に基づき承認を受けた「経営力向上計画」に記載された省エネルギー設備導入事業
- 1,500kl未満の工場・事業場で実施する、中長期計画の実効性を高めるための省エネルギー事業
- 申請者が公表している自社の省エネルギーの数値目標の実効性を高めるための省エネルギー事業
- ISO50001の取得事業者
- 売上高に対するエネルギーコストの割合が10%以上のエネルギー集約型企業の省エネルギー事業
- ベンチマーク改善に資することが認められる事業(19ページ参照)
- 省エネ法定期報告書(平成28年度提出分)に基づく事業者クラス分け評価において、優良事業者(Sクラス)が取り組む省エネルギー事業
- 情報技術を活用した製造設備等の統合管理による省エネルギー事業(20ページ参照)
- コミッショニング事業(21ページ参照)
- 賃上げに取り組む企業が実施する省エネルギー事業(22ページ参照)
- 地域経済を牽引する地域中核企業の省エネルギー事業(22ページ参照)
- 先進性の高い省エネルギー技術・取り組み

※ 審査にあたり、予算額以上の申請があった場合は、予算額の範囲で多くの事業者等を採択する観点から、総合的な判断を行うことがある。

事業全体の概要

(2)交付決定

交付決定の結果については、交付規程に従って申請者に通知する。(個別の問い合わせには応じられないのであらかじめ了承のこと。)

交付決定通知書を発送する際に、中間報告、及び実績報告に必要な事務手続きを記載した事務取扱説明書を案内する。交付決定後は、その説明書に従って事業を実施すること。

(3)公表

交付決定後、採択結果については事業者名、事業概要、補助金交付決定額等をSIIのホームページ等に掲載する。ただし、事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は、原則公開しない。

(法人インフォメーション)

交付決定等の内容は、国の法人インフォメーションにおいてオープンデータとして原則公開される。ただし、法人番号のない者(個人、任意団体等)は対象外とする。

法人インフォメーション：<http://hojin-info.go.jp>

8. 補助事業期間

(1)事業開始

SIIの交付決定日を事業開始日とする。発注・契約は必ず交付決定日以降に実施すること。

3者以上の見積依頼・競争入札は、事業区分によって異なるため、詳細は各事業区分の説明を参照のこと。

I. 工場・事業場単位 : 31ページ参照

II. 設備単位 : 49ページ参照

(2)計画変更

補助事業者は、事業の実施中に事業内容の変更の可能性が生じた場合は、あらかじめSIIに報告し、その指示に従うものとする。

(3)事業完了

導入された設備を検収の上、全ての補助対象経費の支払いが完了する日を事業完了日とする。

原則、平成30年1月31日(水)までに事業に係る全ての支払いを完了すること。

申請時の事業完了予定日は厳守のこと。事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに連絡すること。

※支払いは、金融機関による振込(現金払い)とすること。割賦・手形払い等は認めない。

事業全体の概要

9. 実績報告及び補助金額の確定

補助事業者は、事業が完了したとき、事業完了の日から30日以内又はSIIが定めた日（交付決定時にSIIより通知）のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書をSIIに提出すること。

SIIは、補助事業実績報告書を受理した後、書類検査及び現地調査を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に速やかに通知する。

補助金の額の確定後、補助事業者は精算払請求書をSIIに提出すること。SIIは精算払請求書の受領後、補助金を交付する。

- 補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達分（工事等を含む）がある場合は、補助対象経費から補助事業者の利益相当分（12ページ参照）を排除した額を補助対象経費の実績額とする。

10. 補助金の取消について

以下の場合は、交付決定の取消、又は支払い済みの補助金の返還となることがあるので注意すること。

- 交付規程・公募要領等の要件を満たしていないことが発覚した場合
- 計画した省エネルギー効果等を達成していない場合
- 補助対象設備の全部又は一部が基準を満たしていない場合

11. 補助金支払い以降

（1）財産等の管理

補助事業者は、事業により取得した財産（以下、「取得財産等」という）について法定耐用年数の間、実施計画書に基づく省エネルギー事業を継続することを前提に、事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

取得財産等を法定耐用年数期間内に処分しようとするときは、あらかじめSIIの承認を受けなければならない。その場合、補助金の返還が発生する場合がある。

（2）補助金の返還、取消、罰則等

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、以下の措置を取る場合がある。

- 交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付
- 補助金適正化法第29条から第32条までの規定による罰則
- 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定の不実施
- 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

12. 事業完了後の成果報告

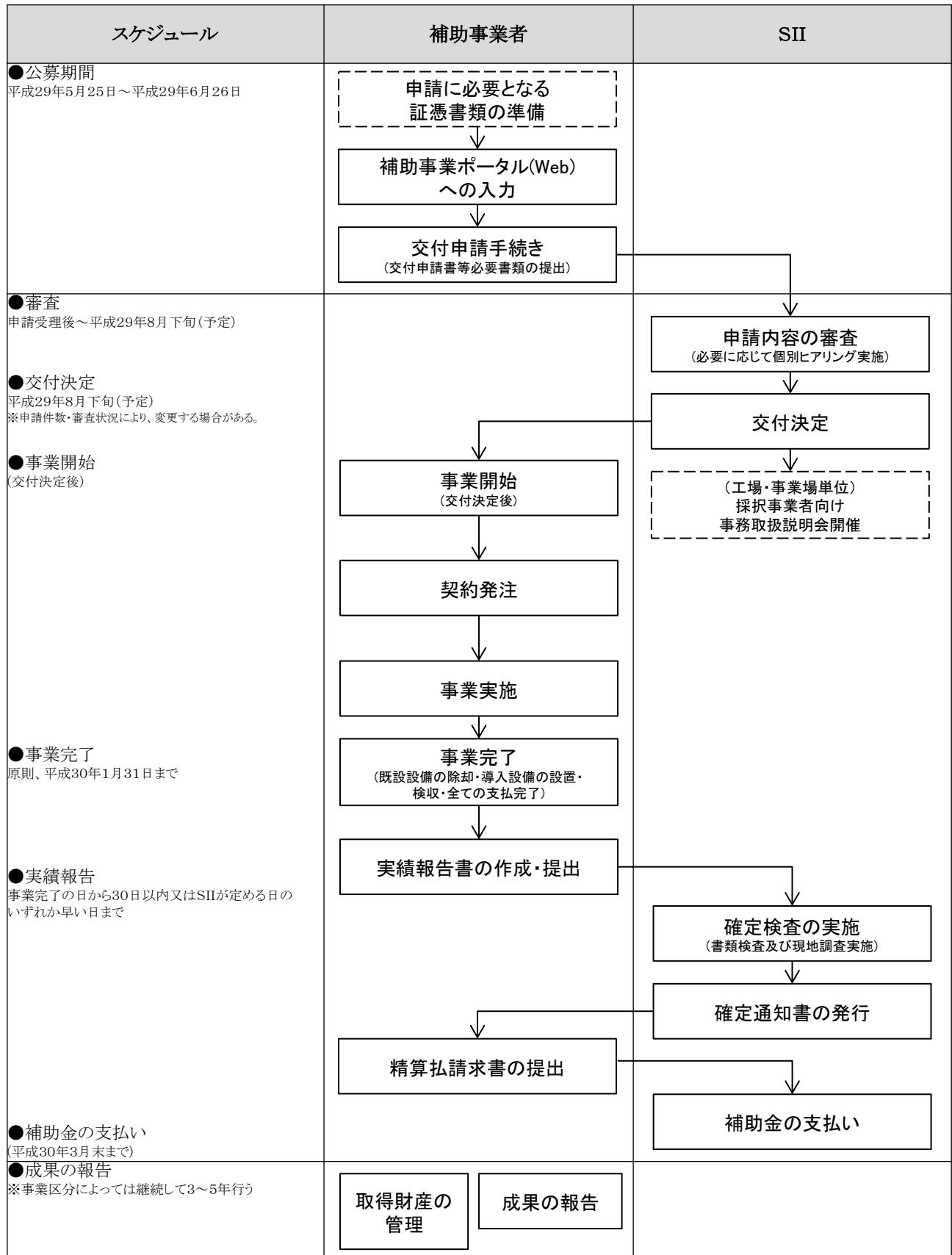
補助事業者は事業完了後、設備等のエネルギー使用量のデータ取得を開始し、事業ごとに定める報告対象期間のデータを成果報告としてSIIに報告する。

成果報告の詳細は事業区分によって異なるため、詳細は各事業区分の説明を参照のこと。

- | | |
|-------------|-----------|
| I. 工場・事業場単位 | : 31ページ参照 |
| II. 設備単位 | : 49ページ参照 |

事業全体の概要

13. 事業全体スケジュール



事業全体の概要

補足1. ベンチマーク改善に資することが認められる事業

以下の事業に該当する場合は、SIIの指定フォーマットにて申告すること。

区分	事業
1A	高炉による製鉄業 (高炉により銑鉄を製造し、製品を製造する事業)
1B	電炉による普通鋼製造業 (電気炉により粗鋼を製造し、圧延鋼材を製造する事業(高炉による製鉄業を除く))
1C	電炉による特殊鋼製造業 (電気炉により粗鋼を製造し、特殊鋼製品(特殊鋼圧延鋼材、特殊鋼熱間鋼管、冷けん鋼管、特殊鋼冷間仕上鋼材、特殊鋼鍛鋼品、特殊鋼鋳鋼品)を製造する事業(高炉による製鉄業を除く))
2	電力供給業 (電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業のうち、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第2条第1項の電気を発電する事業の用に供する火力発電設備を設置して発電を行う事業)
3	セメント製造業 (ポルトランドセメント(JIS R 5210)、高炉セメント(JIS R 5211)、シリカセメント(JIS R 5212)、フライアッシュセメント(JIS R 5213)を製造する事業)
4A	洋紙製造業 (主として木材パルプ、古紙その他の繊維から洋紙(印刷用紙(塗工印刷用紙及び微塗工印刷用紙を含み、薄葉印刷用紙を除く)、情報用紙、包装用紙及び新聞用紙)を製造する事業(雑種紙等の特殊紙及び衛生用紙を製造する事業を除く))
4B	板紙製造業 (主として木材パルプ、古紙その他の繊維から板紙(段ボール原紙(ライナー及び中しん紙)及び紙器用板紙(白板紙、黄板紙、色板紙及びチップボールを含む))を製造する事業(建材原紙、電気絶縁紙、食品用原紙その他の特殊紙を製造する事業を除く))
5	石油精製業 (石油の備蓄の確保等に関する法律第2条第5項に定める石油精製業)
6A	石油化学系基礎製品製造業 (一貫して生産される誘導品を含む)
6B	ソーダ工業
7	コンビニエンスストア業 (統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類5891に定めるコンビニエンスストア)
8	ホテル業 (旅館業法においてホテル営業を行うものとして許可を受けているもののうち、15平方メートル以上のシングルルームと22平方メートル以上のツインルーム(ダブルルーム等2人室以上の客室を含む)の合計が客室総数の半数以上であり、朝食、昼食及び夕食を提供できる食堂を有するホテルを営業する事業)
9	百貨店業 (商業統計で掲げる業態分類表における百貨店業)

事業全体の概要

補足2. 情報技術を活用した製造設備等の統合管理による省エネルギー事業

情報技術を活用して製造設備等を統合管理することで省エネと生産性向上を促す。

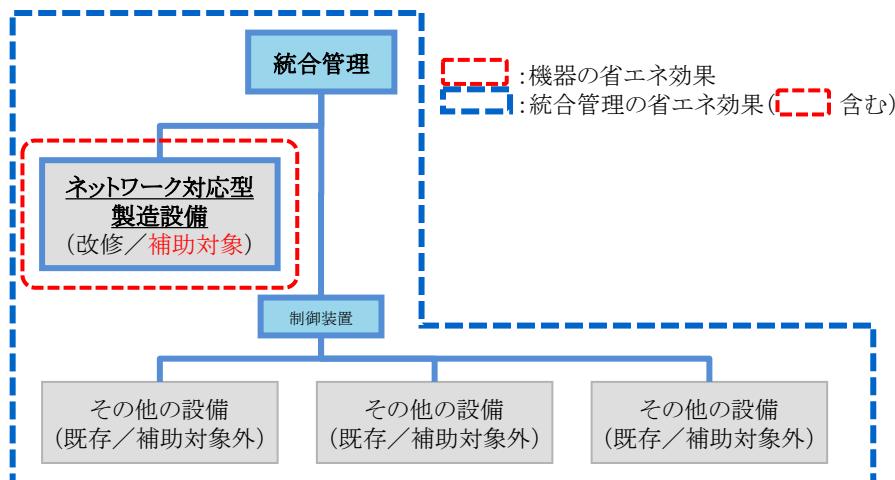
(1) 情報技術を活用した製造設備等の統合管理による省エネルギー事業の要件

ネットワーク対応型製造設備と、制御装置等を介してネットワーク接続されたその他の設備との統合管理により、以下を実現するもの。

※ ネットワーク対応型製造設備とは、稼働状況や製造条件等のデータ取得が可能であり、制御装置等を介してネットワーク接続されたその他の設備とのデータ流通が可能なインターフェースを備えるもの。

(インターネット等のネットワークに接続し、ものづくりの現場におけるデータの収集、蓄積、分析により自社の生産性向上や顧客への新たな付加価値創出につながるもの。)

- ・ 生産管理システムとその他設備との連動
- ・ 生産最適化(設備の繁閑格差の解消、加工等の品質向上等)
- ・ 遠隔監視・遠隔操作(稼働状況を踏まえて遠隔から稼働調整その他の操作)
- ・ 他設備操作(稼働状況に連動して別の設備の稼働調整その他の操作)及び複数設備の一元管理
- ・ 予知保全(故障予知)



(2) 提出書類

当該事業である場合は以下の書類を提出すること。

① 概念図(自由書式)

ネットワーク対応型製造設備及びその他の製造設備に関し、どのようなデータを、どこから取得し、どのようなインターフェースやネットワークを介して流通させ、どのような経営課題を解決する用途に活用するのかを示し、加えて、制御装置等を介してネットワーク接続されたその他の設備との連動についても示したもの。インターフェースやネットワークに関する技術情報(国際標準である場合はその旨を記載)を記した書類も付加すること。

※概念図の中には、下記2点を必ず記載すること。

- ・ネットワーク概要(接続手法、データの取得・流れ等)
- ・統合管理の活用方法(どのような経営課題を解決するのか)

② 情報技術を活用した製造設備等の統合管理による省エネルギー事業による省エネ効果(設備・機器の置き換えによる省エネ効果を含む)を示したもの(自由書式)。

【情報技術を活用した製造設備等の統合管理による省エネルギー事業のお問い合わせ先】

経済産業省 製造産業局 産業機械課 TEL:03-3501-1691

事業全体の概要

補足3. コミッショニング事業について

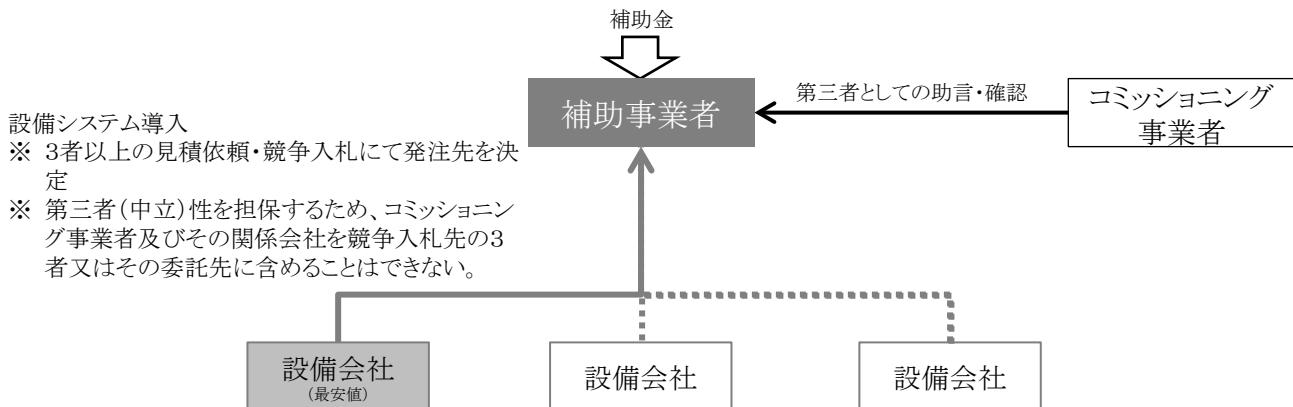
(1) コミッショニングの概要

コミッショニング(性能検証)とは、建築物やその設備について企画から設計、施工、運用までの各段階において中立的な立場から発注者への助言や必要な確認を行い、引き渡し時には機能性能試験を実施して設備の適性な運転・保守が可能な状態であることを検証する等して、発注者の要求(省エネ、コスト削減、快適性等)どおりの品質を実現するために、設計者や工事請負者以外の第三者が実施する一連の公正な作業をいう。



(2) コミッショニングのスキームについて

コミッショニングを建築物の改修に取り入れる場合、コミッショニング事業者は他の関係者以外の第三者の立場として助言・確認等を行いながら、発注者の要件を満たす最適な改修案となるように主導し、改修後は性能を確認する。



(3) 提出書類

当該事業である場合は以下の書類を提出すること。

- ① 性能検証報告書(調査フェーズ)
- ② 発注者要件書(調査フェーズ)
- ③ 性能検証計画書(対策実施フェーズ)

ただし、コミッショニングを実施する事業であることを確証するものとして、性能検証専門技術者(CxTE)の資格証明又は性能検証技術者(CxPE)の登録証明もしくは、コミッショニングの実施実績を求めることがある。

(4) 留意点

- コミッショニング事業者について、第三者(中立)性が担保できていないことが判明した場合には、不正とみなし、補助金を返還させる。
- エネマネ事業者(区分III)を活用する場合、コミッショニングを実施する事業として申請することはできない。
- コミッショニングそのものに係る費用については、補助対象外とする。

【コミッショニングに関するお問い合わせ先】

建築設備コミッショニング協会 : <http://www.bsca.or.jp/>

事業全体の概要

補足4. 賃上げに取り組む企業について

以下①から③のいずれかに該当し、かつその内容を証明する根拠書類の提出があった場合は、賃上げ等への取り組みを行っている企業とみなす。

- ① 企業による従業員向けの教育訓練費支出総額(外部研修費用、資格取得・技能検定の受験料、定時制高校や大学の授業料などに対する企業による補助総額)が給与支給総額の1%以上である企業
- ② 以下のいずれも満たす賃上げを実施している企業
 - ・平成28年度の給与支給総額が、平成27年度と比較して1%以上増加
 - ・平成29年度の給与支給総額を平成28年度と比較して増加させる計画
- ③ 平成29年度の給与支給総額を平成28年度と比較して1%以上増加させる計画を有し、従業員に表明している企業

※研修の実施や賃金增加の比較等の証拠書類は、源泉徴収票の写し、領収書、賃金台帳等を添付書類として提出すること。

※給与支給総額を増加させる計画の根拠書類は、企業が表明した計画の内容を、従業員の代表が署名押印をもって証明する書面でも認める。

補足5. 地域中核企業について

経済産業省の「平成29年度地域中核企業創出・支援事業(ハンズオン型)」に採択されたプロジェクトの支援対象となる地域中核企業が本事業の申請者(共同申請者も含む)となる場合、本事業では地域中核企業が実施する省エネ事業として扱うものとする。

該当する事業者は、SIIの指定フォーマットにて申告すること。

【参考】平成29年度地域中核企業創出・支援事業について

当事業は地域経済を活性化するため地域を牽引している／できる「地域中核企業」を創出し、その成長を支援するものです。

具体的には、①地域中核企業の事業実施体制の整備、②新技術・サービスの開発や活用、③事業化戦略の策定や販路開拓の各段階において、支援人材(プロジェクトマネージャー、コーディネーター)の人脈や知見、各種支援施策・支援機関等の全国のリソースを活用しつつ、新たな地域中核企業を創出・支援し、地域経済の活性化を目指します。

<ハンズオン型>

地域中核企業の成長支援に取り組む事業管理機関を委託先とし、当該事業管理機関が、支援人材のノウハウ等を活用して、特定(複数も可)の地域中核企業(及び特定の参画企業)による特定のプロジェクトに対して、新事業展開に向けた事業化戦略の立案や顧客獲得のための販路開拓等を支援するなど、地域中核企業の更なる成長を支援するための事業です。

なお、平成29年度における当該事業の公募は3月30日に既に終了しています。

【地域中核企業創出・支援事業についてのお問い合わせ先】

経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課 TEL:03-3501-0645

I. 工場・事業場単位

I. 工場・事業場単位

1. 工場・事業場単位での省エネルギー設備導入事業とは

エネルギー管理を一体で行っている工場・事業場において実施する次の事業のことをいう。

(ア) 省エネルギー対策事業

省エネルギー設備への更新、改修、プロセス改善、EMS(計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギー・マネジメントシステム)の新設により、省エネルギーを達成する事業。

(イ) ピーク電力対策事業

設備の更新、改修、プロセス改善、EMS(計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギー・マネジメントシステム)の新設、又は蓄電池・蓄熱システム・自家発電設備の新設により、電気需要平準化時間帯(ピーク時間帯)の電力使用量を削減する事業。

(ウ) エネマネ事業

SIIに登録されたEMS(計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギー・マネジメントシステム)を用いて、エネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、より効果的な省エネルギー対策を実施する事業。

2. 事業区分

事業区分(ア)～(ウ)は単独、又は複数の組み合わせでも申請が可能である。

【実施事業の内容】			事業区分		
			(ア) 省エネルギー対策事業	(イ) ピーク電力対策事業	(ウ) エネマネ事業
①設備の更新、改修等			○	○	-
②蓄電池・蓄熱システム・自家発電設備の新設			-	○	-
エネルギー マネジメント システム (EMS)	③新設、更新 ④登録された EMSの新設又 は更新・改修	サービス契約は不要 登録エネマネ事業者 とエネルギー管理支 援サービスを契約	○ -	○ -	- ○

3. 申請要件

工場・事業場単位は、以下の要件を全て満たすこと。

- ① 投資回収年が5年以上であること。
- ② 「エネルギー使用量が1,500kl以上の工場・事業場」と「中小企業に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社(みなし大企業を含む))」は、省エネ法の中長期計画等に記載されている事業であること。

(投資回収年について)

投資回収年は、以下の式で算出する。

$$\text{投資回収年} = \frac{\text{補助対象経費}[円]}{(\text{計画省エネルギー量}[kl/\text{年}] \times \text{燃料評価単価}[円/kl])}$$

燃料評価単価は、以下の式で算出する。

$$\text{燃料評価単価} = \frac{\text{平成28年4月～平成29年3月の工場・事業場単位のエネルギーコスト}[円]}{\text{同期間の工場・事業場単位の使用エネルギー量}[kl]}$$

I. 工場・事業場単位

4. 申請単位

原則、エネルギー管理を一体で行う工場・事業場単位で、申請すること。

「工場・事業場間一体省エネルギー事業」の場合は、既設の複数の工場・事業場のエネルギー使用量全てを一体として合算し、これを1つの申請単位とすること。

「工場・事業場間一体省エネルギー事業」とは

複数の既設の工場・事業場間において、生産ラインの統合(※1)やユーティリティーの共有(※2)によるエネルギーや生産品等の相互融通により、一体となって省エネルギーを行う事業のことをいう。

(※1) 複数の既設の工場・事業場間において、製造ラインを統合する事業を指す。

(※2) 隣接する既設の工場・事業場間において、電気・熱等を供給する設備を統合する事業を指す。

(1) 同一事業者間で実施する場合

隣接又は遠隔を問わず、実施する全ての工場・事業場を対象とする。

(2) 複数事業者間で実施する場合

原則、隣接する工場・事業場を対象とする。

ただし、隣接していない工場・事業場間であっても、本事業実施前から配管等により直接エネルギーや生産品等の融通を行っていた場合、又は一体的にエネルギー管理を行うために、異なる事業者の複数工場が操業している一定の区内等に、新たにエネルギーサービスを提供する場合は対象とする。

※ 設備所有者・設備使用者にかかわらず、当該事業に関係する全ての事業者による共同申請とする。設備所有者ごとの持分比率を明記すること。

※ 申請者の中から事業全体の管理者を選定し、事業全体の手続きを取りまとめるこ。

※ 補助事業で導入した設備の法定耐用年数以内に、申請者のうちいずれか一者でも補助対象設備を処分する場合は、原則、事業全体の財産処分となるので注意すること。

(1)及び(2)共通要件・事項

① 複数の工場・事業場を一体として、事業実施前後のエネルギー使用量を比較し、申請可能要件を満たすこと。また、工場・事業場ごとの原油換算表、及び複数の工場・事業場を合算した原油換算表を事業の実施前後それぞれで作成・提出すること。

② エネマネ事業者を活用する場合は、一体とした複数工場・事業場全てに対して、エネマネ事業者との間に3年間以上のエネルギー管理支援サービス契約を締結すること。

<補助金限度額>

上限:(1)同一事業者間で実施する場合、1事業あたり 15億円/年度

(2)複数事業者間で実施する場合、1事業あたり 30億円/年度

下限:1事業あたり 100万円/年度

I. 工場・事業場単位

5. 補助対象設備

(1) 補助対象設備は、以下を全て満たすこと。

- ① 導入する設備が兼用設備、将来用設備、又は予備設備等ではないこと。
- ② 償却資産登録される設備(固定資産等として登録される設備)であること。
- ③ エネルギー消費を抑制する目的と関係のない機能やオプション等を追加していない設備であること。
- ④ 安全上の基準等を満たしている設備であること。
- ⑤ 既存設備・システムの更新、又は製造プロセスの改善等の改修を行う場合、その設備自体が省エネルギー又はピーク電力対策に寄与する設備であること。ただし、その設備のエネルギー使用量を計測する機器(積算電力量計・流量計等)は、補助対象設備に関連する設備とし、補助対象とすることができます。(対象・対象外設備の計測が混在する設備は、それぞれに要した費用按分を行う等、合理的に説明すること。)

「(ア)省エネルギー対策事業」、「(イ)ピーク電力対策事業」は、以下の要件を満たすこと。

- ① エネルギーの使用の合理化等に関する法律第78条第1項における特定エネルギー消費機器(以下、「トップランナー制度対象機器」という。)を導入する場合は、当該導入機器の基準エネルギー消費効率を満たす設備であること。 ⇒ 詳細は次ページ参照。
- ② (ア)又は(イ)の事業としてエネルギー・マネジメントシステムを新設する場合、SIIが指定する機能要件(29ページ)を満たしていること。
- ③ 「廃棄エネルギー(蒸気・熱等)」を再利用する場合、現在、工場・事業場等で稼働している設備・機器から廃棄しているエネルギーを再利用する設備等であること。

「(ウ)エネマネ事業」の補助対象設備については、40ページを参照。

(2) 既設の工場・事業場等を廃止して工場・事業場等を新設する場合の設備の導入は、既設設備の更新となるため補助対象とする。

(3) 補助対象設備が発電設備の場合、用途により、以下の補助率となる。

- ① 補助対象事業で導入する発電設備の用途が「自家発電で自家消費」となる場合
⇒補助対象経費(設計費、設備費、工事費) × 補助率(1/3以内 又は 1/2以内)
- ② 補助対象事業で導入する発電設備の用途が「自家消費分が5割以上、かつ売電量が増加しない」場合
⇒補助対象経費(設計費、設備費、工事費) × 補助率(1/3以内 又は 1/2以内) × 1/2

※ 共同申請の範囲で消費する電力については、自家消費とみなす。

I. 工場・事業場単位

➤ トップランナー制度対象機器について

トップランナー制度対象機器で●印の品目は、基準エネルギー消費効率を満たすこと。基準エネルギー消費効率については、資源エネルギー庁のホームページを参照。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/

No.	トップランナー対象品目	合理化補助対象設備(例)	トップランナー基準適用有無	
			業務用	家庭用
1	エアコンディショナー	電気式パッケージエアコン	空冷式 水冷式 寒冷地仕様	● - -
		ガスヒートポンプエアコン	-	-
		チーリングユニット	-	-
		吸収式冷凍機	-	-
		ターボ冷凍機	-	-
		チラー	-	-
2	照明器具 (蛍光ランプのみを主光源とするもの)	電球形蛍光ランプ 蛍光灯器具	● ●	● ●
3	電球型LEDランプ	LEDダウンライト	●	●
4	テレビジョン受信機	テレビ	●	
5	複写機	複写機	●	
6	電子計算機	パソコン	●	
7	磁気ディスク装置	磁気ディスク	●	
8	乗用自動車	乗用車	●	
9	貨物自動車	貨物車	●	
10	ビデオテープレコーダー	ビデオ	●	
11	電気冷蔵庫	電気冷蔵庫	●	●
12	電気冷凍庫	電気冷凍庫	●	●
13	ストーブ	ストーブ	●	
14	ガス調理機器	ガス調理機器	-	●
15	ガス温水機器	ガス温水機器	-	●
16	石油温水機器	石油温水機器	-	●
17	電気便座	電気便座	●	
18	自動販売機	自動販売機	●	
19	変圧器	変圧器	●	
20	ジャー炊飯器	ジャー炊飯器	-	●
21	電子レンジ	電子レンジ	-	●
22	DVDレコーダー	DVDレコーダー	-	●
23	ルーティング機器	ルーティング機器	●	
24	スイッチング機器	スイッチング機器	●	
25	複合機	複合機	●	
26	プリンター	プリンター	●	
27	電気温水機器 (ヒートポンプ式給湯器)	電気温水機器 (ヒートポンプ式給湯器)	-	●
28	交流電動機	交流電動機		※モーター単体の更新のみ適用対象
29	ショーケース	ショーケース	-	
30	断熱材	断熱材	-	
31	サッシ	サッシ	-	
32	複層ガラス	複層ガラス	-	

I. 工場・事業場単位

➤ 「(ア)省エネルギー対策事業」、「(イ)ピーク電力対策事業」でエネルギー・マネジメントシステム(EMS)を設置する場合の要件

以下の要件を最低限満たすこと。

No.	項目	要件
1	エネルギーの計測※	<ul style="list-style-type: none">• No.2の見える化機能の実現に必要な項目の計測を行えること。• 受電電力量の計測は必須とする。• ガス・油等は計測を行わず、1か月以内の検針票値入力でも可とする。
2	見える化	<ul style="list-style-type: none">• 電力・ガスその他エネルギーを含め、1か月以内の工場・事業場全体のエネルギー使用量を統一単位(原油換算kl)で閲覧できること。• 電力は全体と設備カテゴリ別(空調・照明等)の30分以内の電力消費量を閲覧できること。
3	接続機器の制御	<ul style="list-style-type: none">• 省エネルギーのために各機器を自動制御する機能を有すること。• 電力は30分受電電力量目標値の設定をした上で、目標値以下となるような自動制御を行う機能を有すること。
4	エネルギーデータ及び制御ログの保存	<ul style="list-style-type: none">• 全計測及び入力データを保存できること。• EMSによる制御効果を把握するために、必要な制御ログ等を取得・保存できること。(アンサーバック等)

※ 電気、ガス、石油、熱等の外部購入エネルギー。内部で発生する熱等は対象外。

I. 工場・事業場単位

6. 書類提出の期限と提出先

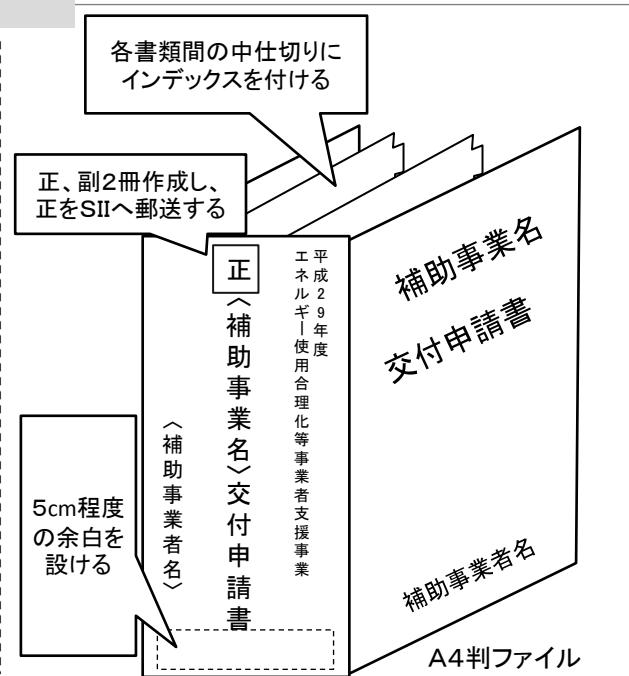
補助事業ポータルで事業内容の各項目の入力を完了し申請書類を印刷する。申請書類はA4判ファイル綴じとし、表紙及び背表紙に事業名及び事業者名を記載すること。

また、申請書類は返却しないため、補助事業者は必ず提出書類全ての写しを「副」として1部保管し、SIIからの問い合わせ等に対応できるようにすること。

申請書類一式(SIIホームページ(<https://sii.or.jp/>) 参照)は以下の期限までに到着するよう郵送する。

▶ ファイル作成時の注意事項

- ・該当書類はA4判ファイル(2穴、ハードタイプ)綴じとし、表紙及び背表紙に事業名及び事業者名を記載すること。
- ・ファイルは、中身の書類に応じた厚さであること。
- ・全ての書類は穴を開け、直接ファイリングすること。(クリアフォルダには入れない。)書類の左に十分な余白をとり、記載部分に穴がかからないようにすること。
- ・袋とじは不可。
- ・書類はホッチキス留め不可。
- ・各書類の最初には、提出書類名称を記載したインデックス付の中仕切りを挿入すること。(書類自体にはインデックスを付けない。)
- ・提出書類は、全てコピーして「副」として1部を保管しておくこと。



<提出期限> 平成29年6月26日(月) 12:00必着

- ・申請書類は、配送事故に備え、配送状況を自ら確認できる手段で郵送すること(持ち込み不可)。
- ・補助事業ポータルでの必要事項の入力だけでは申請完了とならないため、必ず書類一式を郵送すること。
- ・郵送宛先には「一般社団法人 環境共創イニシアチブ」と明記し、当団体の略称「SII」は使用しないこと。
- ・「I. 工場・事業場単位」と「II. 設備単位」とは郵便私書箱の番号と郵送宛先が異なるため注意すること。

<提出先>

I. 工場・事業場単位
〒115-8691 日本郵便株式会社 赤羽郵便局 郵便私書箱 42号
一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第一グループ
エネルギー使用合理化等事業者支援事業
I. 工場・事業場単位 交付申請書在中

I. 工場・事業場単位

7. 見積依頼・競争入札

- ① 申請者は事業の実施に当たって、3者以上の見積依頼・競争入札等を実施し、当該設備に係る設計、設備及び工事等の発注先を選定すること。
競争入札等によることが困難又は不適当である場合を除き、原則3者以上の競争により決定すること。
※ 3者以上の見積依頼・競争入札については、公募開始後から交付決定前の実施も有効とする。
※ 原則として、特定メーカー又は機種を指定しての見積依頼・競争入札等を行わないこと。仕様指定により結果的にメーカー又は機種が限定されてしまう場合を含む。
※ 見積先に同一資本関係にある複数の法人(関係会社等)が含まれる場合は、その他の事業者で必ず2者以上から見積を取得すること。
※ 地方公共団体が実施する公募型ESCO事業であって、公正な審査によりESCO事業者(ESCO事業者が導入する設備を含む)が選定されていると認められる場合は、3者以上の見積依頼・競争入札は不要である。
- ② 発注・契約は必ず交付決定日以降に実施すること。
※交付決定前に既存設備の事前撤去を行いたい場合は、置き換える設備が示せる写真及び図面を準備しておくこと。(写真には、公募開始前の撤去ではないことの証明として、補助事業ポータルに申請内容を入力した際の「申請書番号」をA3判用紙等に印刷して撤去設備を写し込むこと。)

8. 成果報告

補助事業者は、事業完了日からエネルギー使用量等のデータを取得し、成果報告として、**翌年度4月～3月の省エネルギー実績**を翌々年度5月31日までにSIIへ報告すること。

(例えば平成30年1月31日に事業完了した場合、平成30年1月31日からデータ取得を開始し、平成30年4月から平成31年3月の省エネルギー実績を、平成31年5月31日までにSIIへ報告する。)

なお、省エネルギー実績及びピーク対策実績が、計画値を達成できない場合は、支払い済みの補助金の返還となる場合がある。

「(ア)省エネルギー対策事業」、「(イ)ピーク電力対策事業」において、申請要件を原単位改善率で申請する場合は、5年間、生産量及び原単位改善率の報告を行うこと。

「(ウ)エネマネ事業」の場合、エネマネ事業者が報告を代行し、区分ごとの効果量の実績値を提出すること。エネマネ事業者は原則、事業完了後3年間、データを報告すること。

(成果報告の公表)

成果報告は、SIIが必要と認めたものについてはその内容を公表する場合がある。

なお、経済産業省又はSIIから、省エネルギー量や運用実績などの調査依頼があった場合、可能な限り協力をすること。

I. 工場・事業場単位

9. (ア)省エネルギー対策事業とは

(ア)省エネルギー対策事業とは

エネルギー管理を一体で行っている工場・事業場において

省エネルギー設備への更新、改修等、計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギー・マネジメントシステムの新設により、省エネルギーを達成する事業。

(1) (ア)の申請要件

以下のいずれかを達成する場合、申請ができる。

- ①工場・事業場の計画省エネルギー率が1%以上
- ②工場・事業場でエネルギー使用量を1,000kl以上削減（この削減量を「計画省エネルギー量」という）
- ③補助対象経費1,000万円あたりの計画省エネルギー量200kl以上となる費用対効果を生む事業
- ④計画エネルギー消費原単位の改善率1%以上

(省エネルギー計算)

事業の効果を算出するための計算過程を、「省エネルギー計算」という。

事業者は、省エネルギー計算をする範囲（エネルギー管理を一体で行う工場・事業場単位）のエネルギー使用量等のデータをあらかじめ収集し、事業者が自ら決定した計算方法の計算過程及び①から④のうち必ず1つ以上の計算結果を申請書に記入し、交付申請すること。

(計画省エネルギー効果)

①から④の計算結果を、計画省エネルギー効果という。

(計画省エネルギー効果を求める算出式)

$$\text{①省エネルギー率}[\%] \geq 1$$

$$\frac{\text{事業実施前のエネルギー使用量}[kl] - \text{事業実施後のエネルギー使用量}[kl]}{\text{事業実施前のエネルギー使用量}[kl]} \times 100$$

$$\text{②省エネルギー量}[kl] \geq 1,000$$

$$\frac{\text{事業実施前のエネルギー使用量}[kl] - \text{事業実施後のエネルギー使用量}[kl]}{\text{事業実施前のエネルギー使用量}[kl]}$$

$$\text{③費用対効果}[kl/\text{千万円}] \geq 200$$

$$\frac{\text{省エネルギー量}[kl] \times \text{補助対象設備の最長の法定耐用年数(年)}}{\text{補助対象経費}(\text{千万円})}$$

I. 工場・事業場単位

④エネルギー消費原単位改善率[%] ≥ 1

$$\text{エネルギー消費原単位} = \frac{\text{エネルギー使用量}}{\text{生産量}}$$

$$\text{原単位改善率} = \left(1 - \frac{\text{事業実施後のエネルギー消費原単位}}{\text{事業実施前のエネルギー消費原単位}} \right) \times 100$$

- 生産量とは、生産活動によって生み出される生産物の量のこと。
- 平成28年度との比較において、設備更新後の生産量が増加し、かつエネルギー消費量も増加する事業は、エネルギー消費原単位で申請することができる。
- 更新設備は、生産活動に直接関係する設備であること。
- 5年間の成果報告の間に、生産量が平成28年度の実績を超えた上で、計画したエネルギー消費原単位の改善を達成すること。

(2) 省エネルギー計算の留意事項

省エネルギー計算を行う場合は、エネルギー使用量を熱量換算し、その合計を原油換算すること。また、省エネルギー率、省エネルギー量、費用対効果の申請要件で申請する場合は、以下の点にも注意すること。

- 計画省エネルギー量(申請時の省エネルギー量(kl))は、更新前後の稼働実態(運転日報の情報等)を考慮して、年間量で算出すること。なお、本事業による省エネルギー量のみを算出すること。
- 計画省エネルギー量を達成するために、裕度を加味すること。
- 計画省エネルギー率は、申請単位で消費する全エネルギーに対する割合で示すこと。
- 単純に生産量や稼働時間を減らすだけの省エネルギー量を計算に入れないこと。
- 計画省エネルギー量を達成した上で、成果報告を行うこと。計画値を達成できない場合は、支払い済みの補助金の返還となることがある。

(3) 事業実施前のエネルギー使用量

平成28年度(平成28年4月～平成29年3月)のエネルギー使用量の実績データを用いること。

省エネ法上のエネルギー管理指定工場は、平成27年度の定期報告書を使用してもよい。

(4) 添付書類

省エネルギー効果の算出に使用した更新対象設備及び工場・事業場全体の実績データ等の根拠資料を申請時に添付すること。

I. 工場・事業場単位

10. (イ)ピーク電力対策事業とは

(イ)ピーク電力対策事業とは

エネルギー管理を一体で行っている工場・事業場において

省エネルギー設備への更新、改修等、蓄電池・蓄熱システム・自家発電設備の新設、計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギー管理システムの新設により、電気需要平準化時間帯(ピーク時間帯)の電力使用量を削減する事業。

※ 電気需要平準化時間帯とは、7月1日から9月30日及び12月1日から3月31日の8時～22時のこと。

※ 自家発電設備は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成21年政令第222号)第4条に定める再生可能エネルギー源を用いて発電を行う発電設備を除く。

(1) (イ)の申請要件

以下のいずれかを達成する場合、申請ができる。

ただし、①～③は増エネとならないこと(36ページ参照)。

- ① 工場・事業場の計画ピーク対策効率が5%以上
- ② 工場・事業場で使用する電力を190万kWh以上削減 (この削減量を「計画ピーク対策効果量」という)
- ③ 補助対象経費1,000万円あたりの計画ピーク対策効果量80万kWh以上となる
費用対効果を生む事業
- ④ ピーク対策効果原単位の改善率1%以上

(ピーク対策効果計算)

事業の効果を算出するための計算過程を、「ピーク対策効果計算」という。

事業者は、ピーク対策効果計算をする範囲(エネルギー管理を一体で行う工場・事業場単位)のエネルギー使用量等のデータをあらかじめ収集し、事業者が自ら決定した計算方法の計算過程及び①から④のうち必ず1つ以上の計算結果を申請書に記入し、交付申請すること。

(計画ピーク対策効果)

①から④の計算結果を、計画ピーク対策効果という。

(計画ピーク対策効果を求める算出式)

① ピーク対策効率[%] \geq 5

$$\frac{\text{事業実施前のピーク時間帯の電力使用量[kWh]} - \text{事業実施後の同時間帯の電力使用量[kWh]}}{\text{事業実施前のピーク時間帯の電力使用量[kWh]}} \times 100$$

② ピーク対策効果量[万kWh] \geq 190

$$\text{事業実施前のピーク時間帯の電力使用量[kWh]} - \text{事業実施後の同時間帯の電力使用量[kWh]}$$

I. 工場・事業場単位

③ 費用対効果[万kWh/千万円] \geq 80

$$\frac{\text{ピーク対策効果量}[万kWh] \times \text{補助対象設備の最長の法定耐用年数(年)}}{\text{補助対象経費}(千万円)}$$

④ ピーク対策効果原単位改善率[%] \geq 1

$$\text{ピーク対策効果原単位} = \frac{\text{ピーク時間帯の電力使用量}}{\text{ピーク時間帯の生産量}}$$

$$\text{原単位改善率} = \left(1 - \frac{\text{事業実施後のピーク対策効果原単位}}{\text{事業実施前のピーク対策効果原単位}} \right) \times 100$$

- 生産量とは、生産活動によって生み出される生産物の量のこと。
- 平成28年度との比較において、設備更新後の生産量が増加し、かつピーク時間帯の電力消費量も増加する事業は、ピーク対策効果原単位で申請することができる。
- 導入設備は、生産活動に直接関係する設備であること。
- 5年間の成果報告の間に、生産量が平成28年度の実績を超えた上で、計画したピーク対策効果原単位の改善を達成すること。

(2) ピーク対策効果計算の留意事項

ピーク対策効果計算を行う場合は、ピーク電力の削減量を原油換算すること。また、ピーク対策効果率、ピーク対策効果量、費用対効果の申請要件で申請する場合は、以下の点にも注意すること。

- 計画ピーク対策効果量(申請時のピーク対策効果量(kWh))は、更新前後の稼働実態(運転日報の情報等)を考慮して、年間量(7月～9月及び12月～3月の8時から22時の合計)で算出すること。なお、本事業によるピーク対策効果量のみを算出すること。
- 計画ピーク対策効果量を達成するために、裕度を加味すること。
- 計画ピーク対策効果率は、削減するピーク対策時間帯の電力使用量を、ピーク対策時間帯の電力使用量全体に対する割合で示すこと。
- 単純に生産量や稼働時間を減らすだけのピーク対策効果量を計算に入れないこと。
- 計画ピーク対策効果量を達成した上で、成果報告を行うこと。計画値を達成できない場合、支払い済みの補助金の返還となることがある。

(3) 事業実施前の電力使用量

- 平成28年度(平成28年7月1日から9月30日、及び平成28年12月1日から平成29年3月31日)の電力使用量の実績データを用いること。
- ピーク時間帯の買電量を自ら把握できない場合、電力会社から提供される検針票の力率測定用の有効電力量から算出すること。

(4) 添付書類

ピーク対策効果の算出に使用した対象設備の仕様書や、工場・事業場全体の実績データ等の根拠資料を申請時に添付すること。

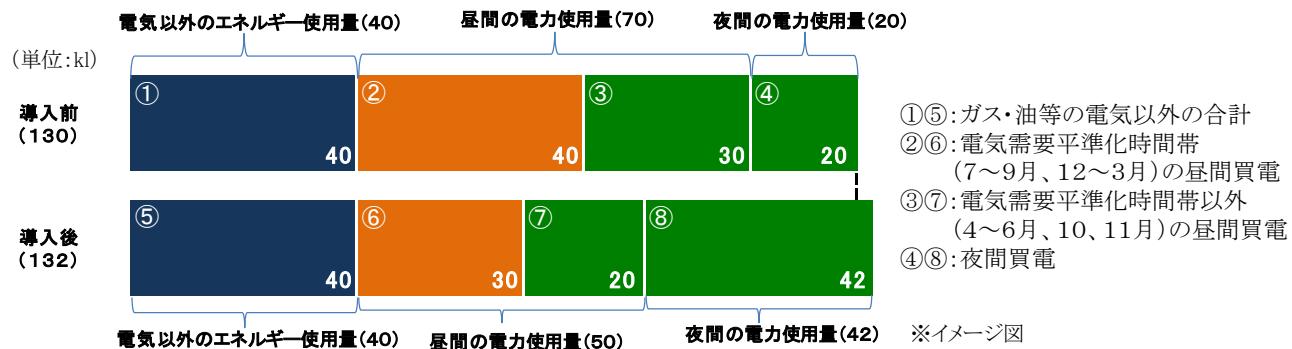
I. 工場・事業場単位

(5) 増エネとならないことの考え方

「(イ)ピーク電力対策事業」でピーク対策効率率、ピーク対策効率量、費用対効果で申請する場合、「増エネとならないこと」が必須となる。具体的には、省エネ法の電気需要平準化評価係数(1.3倍)を加味した原油換算量(kl)が事業の実施後に増加していない必要がある。

○本補助金における「増エネとならないこと」の計算方法の例

蓄電池を導入したピークシフトの場合



算出式は以下のとおり。

$$\frac{\text{【導入後】 } ⑤ + (\text{【導入後】 } ⑥ \times 1.3 + ⑦ + ⑧)}{\text{【導入前】 } ① + (\text{【導入前】 } ② \times 1.3 + ③ + ④)}$$

電気需要平準化時間帯を1.3倍する。

上掲の図における数値を算出式に代入すると、1以下が得られる。したがって、「増エネに該当しない」。

$$\frac{40 + (30 \times 1.3 + 20 + 42)}{40 + (40 \times 1.3 + 30 + 20)} = 0.99$$

また、本計算は「(イ)ピーク電力対策事業」のみで確認を行うこととする。

なお、(イ)の原油換算表に、上記の検算式が入っているので、必ず確認すること。

I. 工場・事業場単位

11. (ウ)エネマネ事業とは

(ウ)エネマネ事業とは

エネルギー管理を一体で行っている工場・事業場において

SIIに登録された計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギー管理システムを用いて、エネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、より効果的な省エネルギー対策を実施する事業。

(1) (ウ)の申請要件

以下のいずれかを達成する場合、申請ができる。

- ① 工場・事業場で「EMSの制御効果と計測に基づく運用改善効果」で計画省エネルギー率が 2%以上
- ② 工場・事業場で「EMSの制御効果と計測に基づく運用改善効果」で計画ピーク対策効果率が 10%以上

(省エネルギー計算・ピーク対策効果計算)

事業の効果を算出するための計算過程を、「省エネルギー計算」・「ピーク対策効果計算」という。

事業者は、省エネルギー計算・ピーク対策効果計算をする範囲(エネルギー管理を一体で行う工場・事業場単位)のエネルギー使用量等のデータをあらかじめ収集し、事業者が自ら決定した計算方法の計算過程及び①、②のうち必ず1つ以上の計算結果を申請書に記入し、交付申請すること。

(計画省エネルギー効果・計画ピーク対策効果)

①の計算結果を、計画省エネルギー効果、②の計算結果を、計画ピーク対策効果という。

(計画省エネルギー効果・計画ピーク対策効果を求める算出式)

①省エネルギー率 [%] \geq 2

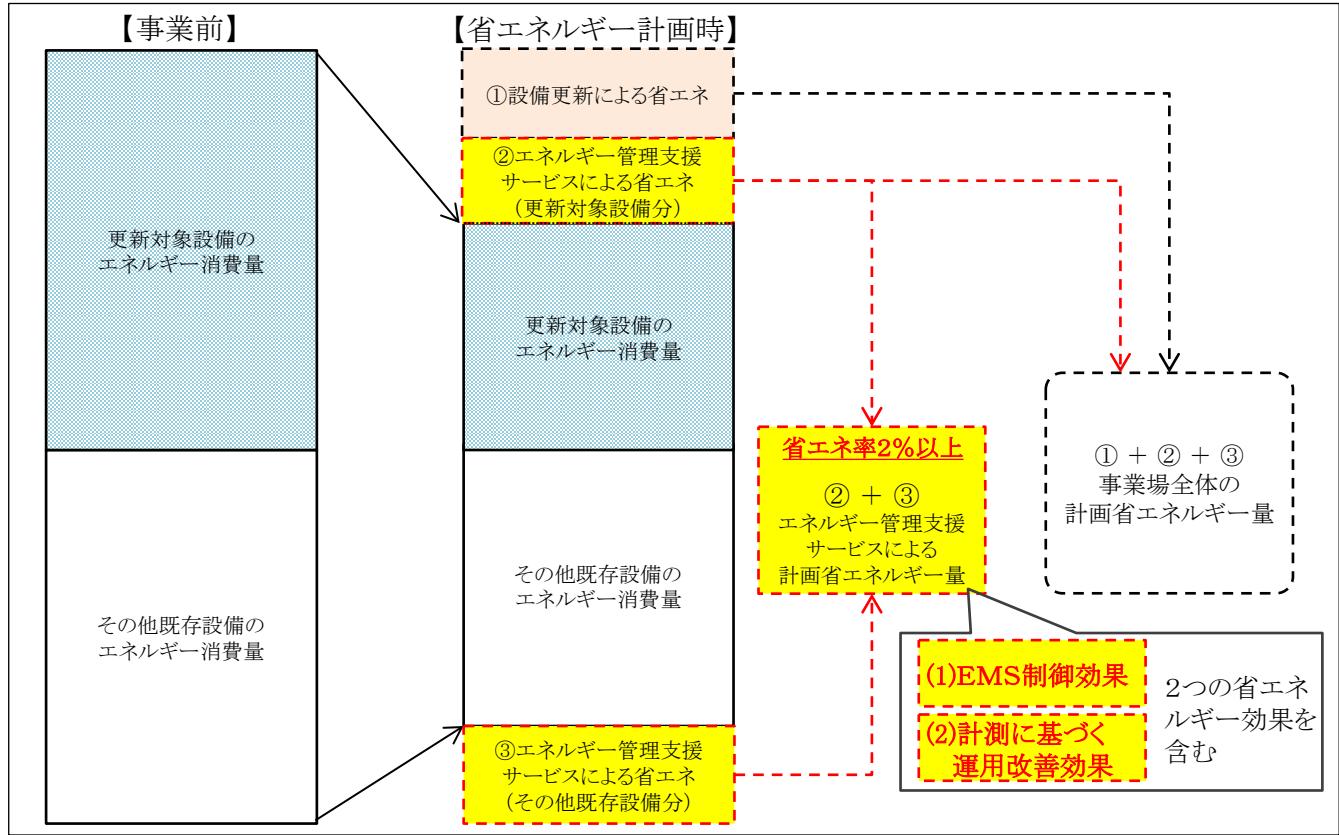
$$\frac{\text{事業実施前のエネルギー使用量[kl]} - \text{事業実施後のエネルギー使用量[kl]}}{\text{事業実施前のエネルギー使用量[kl]}} \times 100$$

②ピーク対策効果率 [%] \geq 10

$$\frac{\text{事業実施前のピーク時間帯の電力使用量[kWh]} - \text{事業実施後の同時間帯の電力使用量[kWh]}}{\text{事業実施前のピーク時間帯の電力使用量[kWh]}} \times 100$$

I. 工場・事業場単位

「EMS制御効果と計測に基づく運用改善効果」の考え方



計画省エネルギー効果又は計画ピーク対策効果とは、「EMSの制御効果と計測に基づく運用改善効果」をあわせたものである。

(1)EMSの制御効果の例は、以下のとおり。

機器種別	判断	事例
照明	○	<ul style="list-style-type: none"> 制御対象照明の各回路を直接実測した値 各分電盤別電力消費量を実測、分電盤内の照明以外の電力消費量(OA・コンセント系)を実測し、差し引いて計算した照明の値 調光制御を行う場合、調光出力と消費電力の比例関係を求めて計算した値
	×	<ul style="list-style-type: none"> 分電盤単位の実測を消費電力内訳で按分した値(実測値に基づかないもの)
空調	○	<ul style="list-style-type: none"> 制御前、制御中の空調機消費電力量実測値から空調機自体の削減量を算出した値 熱源エネルギー削減量も加える場合、負荷計測温度等から熱量を算出し熱源負荷削減量として計算した値 類似した建物用途・規模・エリアなどの自社実績を根拠とした数値
	×	<ul style="list-style-type: none"> 定格出力に負荷率を乗じて計算した値 設定温度緩和の実測を公開値から算出した値など、実測値を根拠にしない値
熱源	○	<ul style="list-style-type: none"> 外気取り入れ制御など負荷熱量調節で熱源負荷削減を図る場合、温度湿度計測値より外気エンタルピ演算にて負荷熱量を算出しこれを削減量とする値(実際の熱負荷削減量を演算している値) 類似した建物用途・規模・エリアなどの自社実績を根拠とした数値
	×	<ul style="list-style-type: none"> 建物用途、規模、エリアなどの条件が一致していない値に基づく計算値

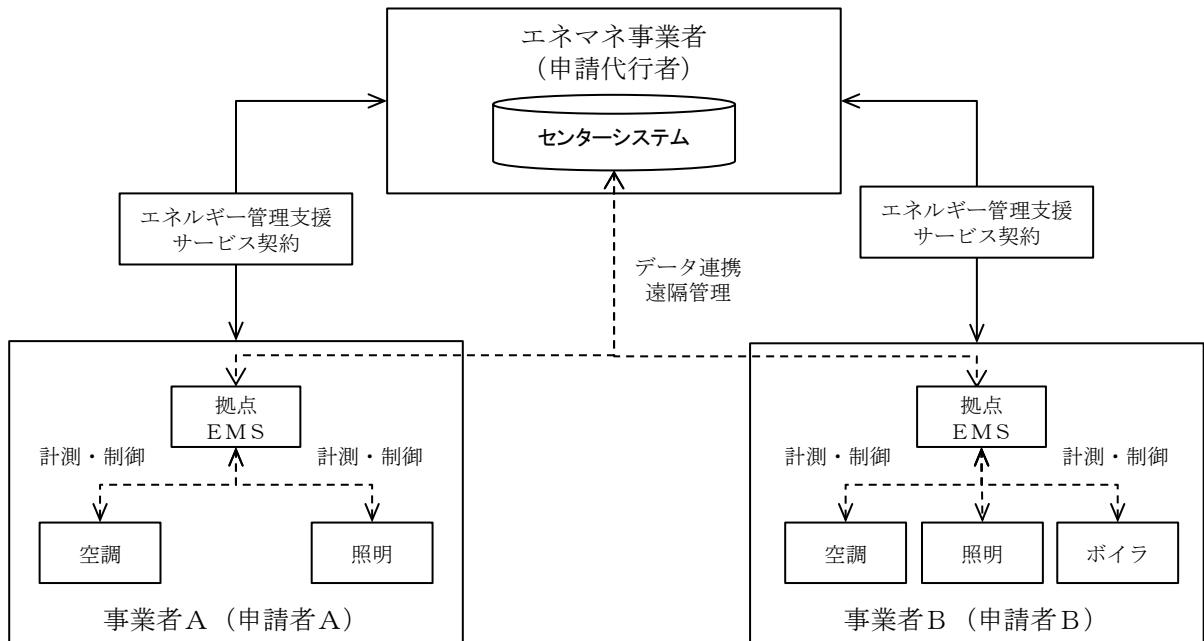
(2)エネルギー管理支援サービスによる運用改善効果の例は、以下のとおり。

- 空調の立ち上げ時間変更によるピーク電力シフト(契約電力削減)
- 分岐回路計測結果に基づく待機電力の削減、空調・照明等の消し忘れ防止徹底
- 計測結果に基づく設備運転方法改善(コンプレッサー圧力低減、ボイラ酸素濃度調整等)

I. 工場・事業場単位

(2) エネルギーマネジメントシステム(EMS)の構成と機能について

本事業で補助対象となるEMSは、エネマネ事業者が管理する「センター(クラウド)システム」と、事業者の事業所に設置する「拠点EMS」から構成される。



エネマネ事業者ごとのエネルギー管理システムはSIIホームページ
(<https://sii.or.jp/cutback29/first.html>)を参照のこと。

(3) エネルギーマネジメントシステム(EMS)補助対象設備

・ 主装置・盤

計測制御主装置、ローカルサーバー、ロガー、主装置盤 等

・ 計測計量機器

電力量センサ、ガスマーター、流量計、水量計、温湿度センサ、熱量計、パルス検出器 等

・ 機械監視装置

生産量制御管理装置、設備稼働状況監視装置 等 ※省エネルギーに寄与するものに限る

・ 制御機器

制御用センサ、リースイッチ、コントローラ、インバータ、流量調整弁、自動制御設備、
制御PLC (Programmable Logic Controller)、VAV 等

・ 通信装置

モードム、ルーター、通信PLC (Power Line Communication) 等

・ モニター装置

監視用端末、PC、タブレット、モニター、ローカルサーバー 等

・ ソフトウェア

導入拠点での需要予測、最適化計算、最適制御システム

・ 制御用配管配線及び付属品、工事部材 等

I. 工場・事業場単位

▶ (ウ)のエネルギー・マネジメントシステム(EMS)の要件

区分	No.	項目	要件
導入拠点	1	エネルギーの計測 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> No.2の見える化機能の実現及びエネルギー管理支援サービスに必要な項目の計測を行えること。 更新設備及び受電電力量の計測は必須とする。 ガス・油等は計測を行わず、1か月以内の検針票値入力でも可とする。
	2	見える化	<ul style="list-style-type: none"> 電力・ガスその他エネルギーを含め、1か月以内の工場・事業場全体のエネルギー使用量を統一単位(原油換算kl)で閲覧できること。 電力は全体と設備カテゴリ別(空調・照明等)の30分以内の電力消費量を閲覧できること。 Webブラウザ経由での閲覧でも可とする。
	3	接続機器の制御	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー管理支援サービスに必要な制御が行えること。 電力は30分受電電力量目標値の設定をした上で、目標値以下となるような自動制御を行う機能を有すること。
	4	制御ログの保存	<ul style="list-style-type: none"> EMSによる制御効果を把握するために、必要な制御ログ等を取得・保存できること。(アンサーバック等)
	5	短期的な通信遮断への対応(※2)	<ul style="list-style-type: none"> 短期的な通信遮断により、センターシステムとの通信が一時的に遮断されても、導入拠点のEMSで制御・計測・データ保存を継続し、通信回復後にセンターシステムに通信遮断時間分のデータを連携できること。
	6	スタンドアロン稼働	<ul style="list-style-type: none"> センターシステムとの通信を完全に遮断した場合でも、スタンドアロンでEMSを継続的に使用できること。 機器やソフトウェアの追加を行うことも可。 有償・無償は問わない。
センターシステム	7	遠隔管理	<ul style="list-style-type: none"> 幹事社が管理するセンターサーバーで、コンソーシアム事業者分も含めて接続されている全工場・事業場の遠隔管理を行えること。 遠隔管理とは遠隔制御(ON/OFF等)や制御設定変更(目標値変更等)機能と、No. 2と同じ見える化機能のことをいう。
	8	データ保存(※3)	<ul style="list-style-type: none"> SIIが指定するフォーマットでデータ3年間のデータ報告を行うために、必要な粒度・項目・期間でデータ保存が行えること。

※1 電気、ガス、石油、熱等の外部購入エネルギー。内部で発生する熱等は対象外。

※2 24時間以上は拠点EMSにデータを保存できること。

※3 指定報告フォーマット(属性・月間値・30分値)はSIIのホームページからダウンロードして確認すること。

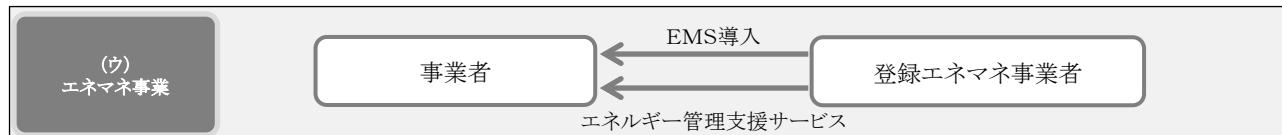
I. 工場・事業場単位

(4) 契約の考え方

(ウ)エネマネ事業を実施する場合の契約の考え方は以下のとおり。

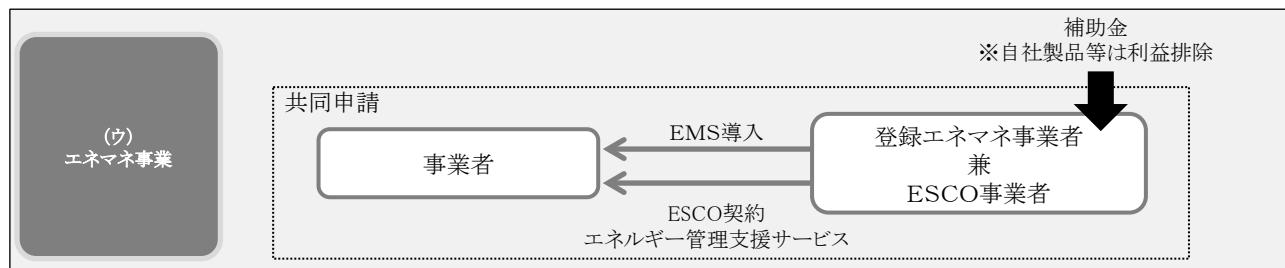
事業者が、登録エネマネ事業者とエネルギー管理支援サービスの契約を締結すること。エネマネ事業者は、エネルギー管理支援サービス契約に基づく省エネルギー効果・ピーク対策効果等のエネマネ事業の成果を事業完了後、3年間報告すること。

①「(ウ)エネマネ事業」単独申請の場合



② エネマネ事業者がESCO事業者となる場合

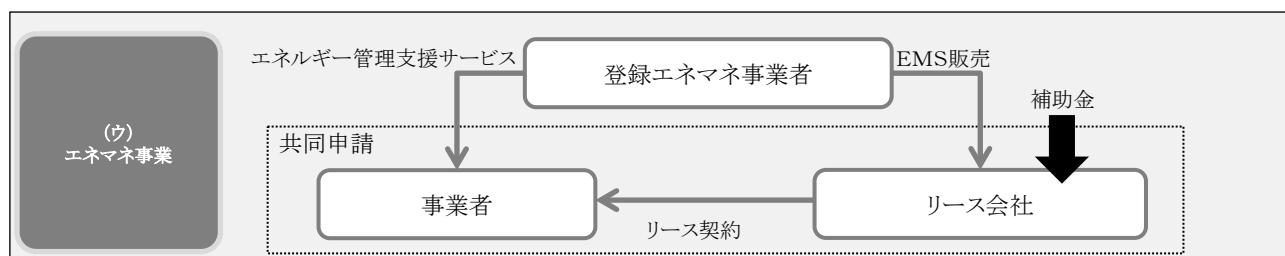
エネマネ事業者がESCO事業者となる場合、エネマネ事業者の自社調達部分は、利益排除した額を補助対象経費とすること。



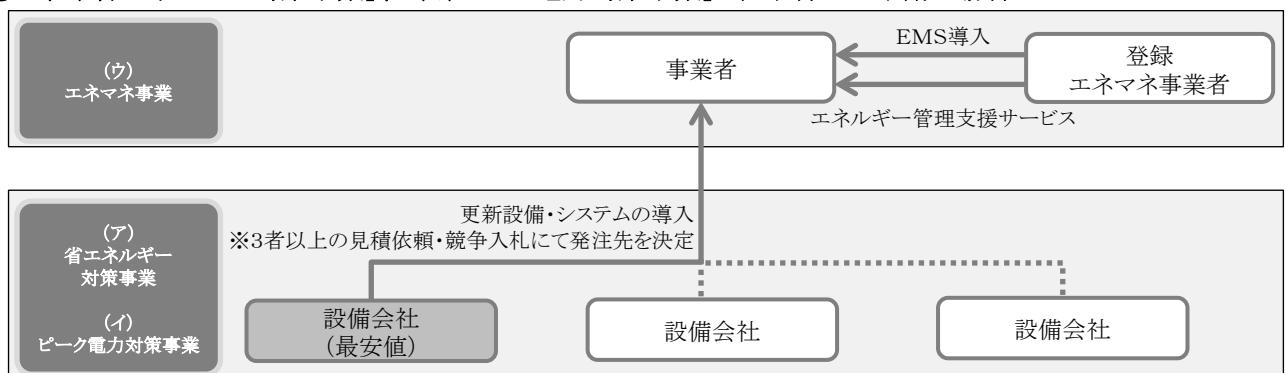
③ エネマネ事業者とリースを利用する場合

EMSをリース活用して導入する場合、事業者(設備使用者)とリース会社との共同申請となる。

EMSはリース会社が購入し、エネルギー管理支援サービス契約は設備使用者とエネマネ事業者の間で締結すること。



④ 「(ア)省エネルギー対策事業」、「(イ)ピーク電力対策事業」と組み合わせ申請の場合



I. 工場・事業場単位

12. 複数年度事業

<複数年度事業とは>

- 本補助金は、予算が成立した年度にのみ行われる単年度のものであり、次年度以降の継続が決定しているものではないため、原則単年度に完了する省エネルギー事業を対象としている。しかし、事業規模が大きく（原則として補助対象経費が1.5億円以上の事業。1.5億円未満の事業については個別に判断する。）、単年度での実施が困難な事業であって、年度ごとの発生経費を明確に区分した事業計画が提出される場合は、複数年度事業として申請することができる。
- 複数年度事業の場合、2年目以降の補助金の交付決定を保証するものではないため、毎年度交付申請を行い、事業計画書（事業全体の計画書）と実施計画書（今年度の計画書）を提出すること。交付決定を受けた後に事業を実施すること。
- 事業計画書において、複数年度にわたる継続工事等や複数年度で類似の工事等がある場合は、各年度の実施内容の差異が明確に区別できるようにすること（各年度で同一項目がある場合は内訳により年度間の差異を明示する）。補助金の総額については当該事業計画書に記載された総額を超えることはできない。
- 実施計画書は事業計画書に対応したものであること。実施計画で計画した工事等の実績に応じた支払いをその年度に完了させること（計画から外れた実績は補助対象外となる）。
- また、事業採択初年度の要件にかかわらず、補助金限度額等の要件は補助金申請を行う年度ごとの要件によるものとし、初年度に申請していた補助金額より交付決定額が減額される（状況によっては交付決定されない）場合がある。その場合でも、原則、最終年度まで事業を継続すること。2年度目以降に事業を取りやめた場合（事業廃止）は、既に交付した補助金の返還が必要となることがある。
- 各年度の事業完了は原則1月31日までとする。各年度事業実施分の前払い等を行う場合は、各年度事業完了の時点で設計、設備、工事等の項目ごとにその金額相当の成果品（設計図書、設備機器購入、工事実績）があること（材料の購入のみは不可）。なお、各年度の事業完了日から次年度の交付決定日までの期間は、事業に着手できないので、その点に留意して事業を計画すること。

<補助事業の限度額>

複数年度事業の上限額：1事業あたり 50億円（事業全体の補助金額合計）

<補助金限度額>

上限：(1) 1事業あたり 15億円/年度

(2) 1事業あたり 30億円/年度（工場・事業場間一体省エネルギー事業を複数事業者間で実施する場合）

下限：1事業あたり 100万円/年度

I. 工場・事業場単位

13. 年度またぎ事業

以下の条件を満たす事業を年度またぎ事業といふ。

- ① 「I. 工場・事業場単位」の要件を満たすこと。
- ② 平成29年度、平成30年度の2か年にまたがる事業であり、平成30年2月～4月において事業を実施せざるを得ない外的要因があること。
※ 法令等の規定や連携する事業者間の協定、取引先との調達契約等のことといふ。
- ※ 定量的な根拠、契約書工程表等を提出し、外的制約や制限があることを合理的に説明すること。

< 年度またぎ事業の事業期間 >

凡例: → 事業実施期間

日程 事業種別	平成29年度(1年度目)		平成30年度(2年度目)	
	平成29年8月 ～ 平成30年1月	平成30年2月 ～ 平成30年3月	平成30年4月	平成30年5月 ～ 平成31年1月
年度 またぎ 事業	交付決定日	平成30年2月～4月に、事業実施が可能		事業完了日

※ 年度またぎ事業の事業期間は、交付決定後から平成31年1月31日までとする。

< 予算額 >

平成29年度分: 約0.6億円(年度またぎ事業1年度目分)

平成30年度分: 約4.9億円(年度またぎ事業2年度目分)

< 留意事項 >

① 交付申請について

事業計画書(事業全体の計画書)と実施計画書(平成29年度分及び平成30年度分)を提出すること。

② 補助事業の計画変更について

交付決定後、事業計画に変更が生じる場合、あらかじめSIIに相談し、その指示に従うこと。

③ 概算払い請求～年度末実績報告(平成29年度分)

・補助事業者は、平成29年度中に支払う額(支払実績・予定額含む)の補助金相当額合計をSIIに概算払請求し、SIIはこれを受領後、平成29年度中に概算払いを行う。

・補助事業者は、平成30年4月10日までに補助事業年度末実績報告書をSIIに提出し、SIIは受理した後、書類検査及び現地調査(確認検査)を行い、交付すべき補助金の額を確認し、補助事業者に速やかに通知する。

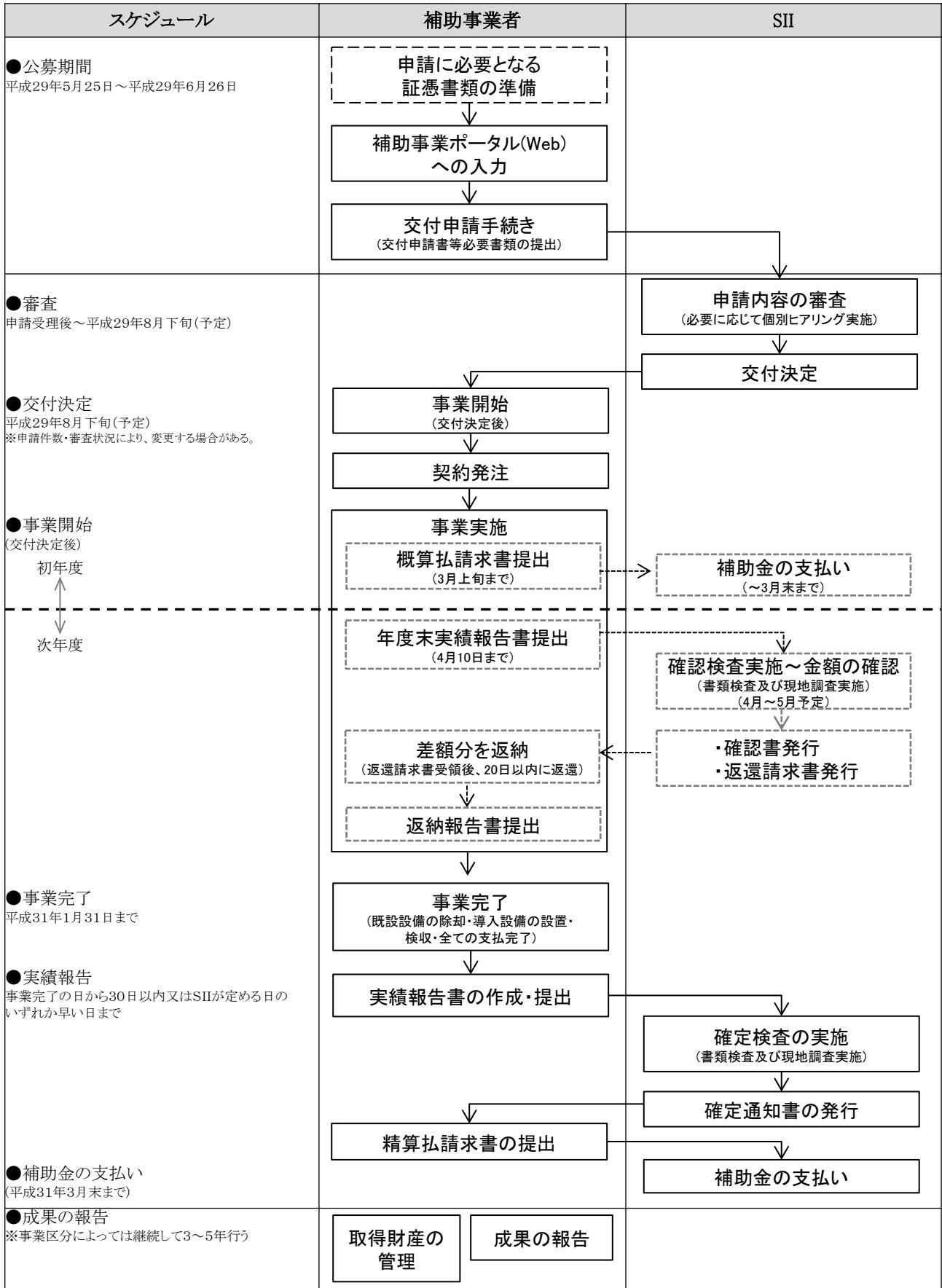
※ 申請時の設備導入計画と相違がある場合、補助金の返還を求める可能性がある。

※ 補助金額と概算払金額との間に差額が生じた場合にはその差額分をSIIに返還すること。なお、年度末までの実績額が概算払請求書の請求額を上回ったとしても、超えた分の補助金については支払うことはできない。

I. 工場・事業場単位

13. 年度またぎ事業

<年度またぎ事業全体スケジュール>



II. 設備單位

II. 設備単位

1. 設備単位での省エネルギー設備導入事業とは

既設設備を省エネルギー性の高い設備への更新により省エネルギーを達成する事業。

2. 申請単位

原則、エネルギー管理を一体で行う工場・事業場単位で申請すること。

3. 補助対象設備

以下の要件を全て満たす設備であること。

- ① 以下に示す設備区分に該当する設備であり、SIIが定めた基準(⇒補助対象設備の範囲と基準値は50ページを参照)を満たしていること。

・高効率照明	・高効率空調	・産業ヒートポンプ	・業務用給湯器	・高性能ボイラ
・高効率コージェネレーション	・低炭素工業炉	・変圧器	・冷凍冷蔵庫	・産業用モータ

- ② 既存設備と更新する補助対象設備の使用用途が同じであること。
③ 導入する設備が兼用設備、将来用設備、又は予備設備等ではないこと。
④ 債却資産登録される設備(固定資産等として登録される設備)であること。
⑤ エネルギー消費を抑制する目的に関係のない機能やオプション等を追加していない設備であること。
⑥ 安全上の基準等を満たしている設備であること。

4. 省エネルギー計算について

補助事業ポータルに設備の性能値、設備の稼働時間等の情報を入力することにより、更新前後の設備のエネルギー使用量及び計画省エネルギー量が算出される。

補助事業ポータルに情報を入力する際は、以下の点に注意すること。

- 更新前の設備、及び更新後の設備の性能値を製品カタログや仕様書等で確認し入力すること。
- 更新前の設備の運転状況(稼働時間等)を把握し、正確に入力すること。

$$\text{設備更新前のエネルギー使用量[kl]} - \text{設備更新後のエネルギー使用量[kl]} = \text{計画省エネルギー量[kl]}$$

II. 設備単位

5. 書類提出の期限と提出先

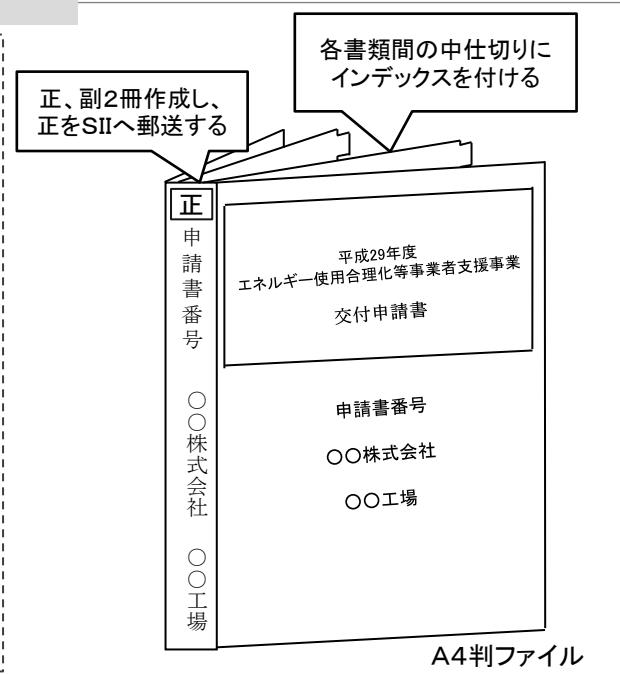
補助事業ポータルで事業内容の各項目の入力を完了し申請書類を印刷する。申請書類はA4判ファイル綴じとし、表紙及び背表紙に申請書番号、事業者名及び事業所名称を記載すること。

また、申請書類は返却しないため、補助事業者は必ず提出書類全ての写しを「副」として1部保管し、SIIからの問い合わせ等に対応できるようにすること。

申請書類一式(SIIホームページ(<https://sii.or.jp/>) 参照)は以下の期限までに到着するよう郵送する。

▶ ファイル作成時の注意事項

- ・該当書類はA4判ファイル(2穴、ハードタイプ)綴じとし、表紙及び背表紙に申請書番号、事業者名及び事業所名称を記載すること。
- ・ファイルは、中身の書類に応じた厚さであること。
- ・全ての書類は穴を開け、直接ファイリングすること。(クリアフォルダには入れない。)書類の左に十分な余白をとり、記載部分に穴がかからないようにすること。
- ・袋とじは不可。
- ・書類はホッチキス留め不可。
- ・各書類の最初には、提出書類名称を記載したインデックス付の中仕切りを挿入すること。(書類自体にはインデックスを付けない。)
- ・提出書類は、全てコピーして「副」として1部を保管しておくこと。



<提出期限> 平成29年6月26日(月) 12:00必着

- ・申請書類は、配送事故に備え、配送状況を自ら確認できる手段で郵送すること(持ち込み不可)。
- ・補助事業ポータルでの必要事項の入力だけでは申請完了とならないため、必ず書類一式を郵送すること。
- ・郵送宛先には「一般社団法人 環境共創イニシアチブ」と明記し、当団体の略称「SII」は使用しないこと。
- ・「I. 工場・事業場単位」と「II. 設備単位」とは郵便私書箱の番号と郵送宛先が異なるため注意すること。

<提出先>

II. 設備単位
〒115-8691 日本郵便株式会社 赤羽郵便局 郵便私書箱 14号
一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第一グループ
エネルギー使用合理化等事業者支援事業
II. 設備単位 交付申請書在中

II. 設備単位

6. 見積依頼・競争入札

- ① 申請者は、交付申請前に、3者以上の見積依頼・競争入札等を実施し、当該設備の発注先を選定すること。競争入札等によることが困難又は不適当である場合を除き、原則3者以上の競争により決定すること。
※原則として、特定メーカー又は機種を指定しての見積依頼・競争入札等を行わないこと。仕様指定により結果的にメーカー
や機種が限定されてしまう場合を含む。
※見積先に同一資本関係にある複数の法人(関係会社等)が含まれる場合は、その他の事業者で必ず2者以上から見積を取
得すること。
※地方公共団体が実施する公募型ESCO事業であって、公正な審査によりESCO事業者(ESCO事業者が導入する設備を
含む)が選定されていると認められる場合は、3者以上の見積依頼・競争入札は不要である。
- ② 3者以上の見積依頼・競争入札等にて選定した発注先への発注・契約は必ず交付決定日以降に実施すること。

7. 成果報告

補助事業者は平成30年度の設備の稼働状況等のデータを取得すること。成果報告の報告時期と報告内容に
ついては別途交付決定後に通知する。

なお、計画省エネルギー量が達成できない場合は、支払い済みの補助金の返還となる場合がある。

II. 設備単位

8. 補助対象設備の範囲と基準値

設備区分ごとに、補助対象となる設備の範囲、及び基準値を、以下の順で示す。

- ①高効率照明 ②高効率空調 ③産業ヒートポンプ ④業務用給湯器 ⑤高性能ボイラ
⑥高効率コーチェネレーション ⑦低炭素工業炉 ⑧変圧器 ⑨冷凍冷蔵庫 ⑩産業用モータ

※ メーカーから、本体及び本体と一緒に出荷される設備は、以下表の「対象範囲」の記載にかかわらず補助対象として認める。

①高効率照明

➤ 対象範囲

種別	対象範囲
1-1.LED照明器具	灯具、光源、電源、レンズ、ルーバー、カバー・枠、ガード、取付具、リニューアルプレート、リモコン(コントローラ・調光器・人感センサー含む)
1-2.LEDダウンライト	
1-3.LED高天井用器具	

➤ 対象設備の基準値

種別	性能区分	基準値(両方を満たすこと)	
		固有エネルギー消費効率	演色性
1-1.LED照明器具 (下記1-2、1-3を除く)	昼光色・昼白色・白色	110lm/W以上	Ra80以上
	温白色・電球色	75lm/W以上	Ra80以上
1-2.LEDダウンライト (埋込穴300mm以下)	昼光色・昼白色・白色	85lm/W以上	Ra70以上
	温白色・電球色	75lm/W以上	Ra70以上
1-3.LED高天井用器具 (定格光束12,000lm以上)	昼光色・昼白色・白色	100lm/W以上	Ra70以上
	温白色・電球色	75lm/W以上	Ra70以上

<備考>

- LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。
- 性能区分に示す「光源色」は、JIS Z 9112(蛍光ランプ・LED の光源色及び演色性による区分)に規定する光源色の区分に準ずるものとする。
- 星光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「高効率照明」に含まない。
- 消耗品は対象外とする。
- 無電極照明器具は、上記基準値を満たす場合は補助対象とする。

■その他の注意事項

- 償却資産登録される設備(固定資産等として登録される設備)であること。
 - 光源色を複数もつLEDは、最大消費電力を示す光源色に対する基準値を満たすこと。
 - 12,000 lm未満のLED高天井用器具は、「LED照明器具」の基準値を満たすこと。
 - 12,000 lm以上のLED照明器具は、「LED高天井用器具」の基準値を満たすこと。
 - 直管形LEDランプも、「LED照明器具」の基準値を満たしていれば補助対象とする。
- ※ 既存の照明器具にG13直管LEDランプを使用する場合は、照明器具とLEDランプの組み合わせを間違えると火災等の問題が生じる可能性があるため、組み合わせには十分注意すること。

II. 設備単位

②高効率空調

➤ 対象範囲

種別	対象範囲
2-1.電気式パッケージエアコン (業務用エアコン)	室外機、室内機、リモコン(集中リモコン含む)、パネル、分岐管、アクティブフィルタ、全熱交換器、エアハンドリングユニット(AHU)、防振架台、架台、高性能フィルタ、防雪フード、凍結防止ヒーター、ドレンアップキット
2-2.ガスヒートポンプエアコン	室外機、室内機、リモコン、パネル、分岐管、水熱交換ユニット(チラー)、冷温水ポンプ(チラー)、全熱交換器、防振架台、架台、高性能フィルタ、防雪フード、凍結防止ヒーター、ドレンアップキット、LPG・LNGバルク設備(貯槽タンク、派出ポンプ、ベーパーライザー)、液体燃料設備(貯槽、ポンプ含む)
2-3.チリングユニット	チリングユニット本体(水循環ポンプ、水用ストレーナ、水用逆止弁、リモコン(延長コード等含む)等を含む)、防振架台、架台、全熱交換器、エアハンドリングユニット(AHU)、ファンコイルユニット(FCU)、冷温水ポンプ、冷却塔(冷却水ポンプ含む)
2-4.吸収式冷凍機	吸収式冷凍機本体、リモコン、防振架台、架台、全熱交換器、LPG・LNGバルク設備(貯槽タンク、派出ポンプ、ベーパーライザー)、液体燃料設備(貯槽、ポンプ含む)、エアハンドリングユニット(AHU)、ファンコイルユニット(FCU)、冷温水ポンプ、冷却塔(冷却水ポンプ含む)
2-5.ターボ冷凍機	ターボ冷凍機本体、リモコン、防振架台、架台、全熱交換器、エアハンドリングユニット(AHU)、ファンコイルユニット(FCU)、冷温水ポンプ、冷却塔(冷却水ポンプ含む) 【固定速機】電動機盤 【インバータ機】高圧インバータ盤、低圧インバータ盤、低圧インバータ用トランジスタ盤

※基準値については次ページを参照。

II. 設備単位

➤ 対象設備の基準値(1/2)

種別	性能区分			基準値
				APF
2-1.電気式パッケージエアコン (業務用エアコン)	店舗用 (複数組み合わせ形のもの及び下記以外のもの)	4方向カセット形	3.6kW未満	6.0 以上
			3.6kW以上 10.0kW未満	6.0-0.083× (A-3.6) 以上
			10.0kW以上 20.0kW未満	6.0-0.12× (A-10) 以上
			20.0kW以上 28.0kW以下	5.1-0.060× (A-20) 以上
	ビル用 (マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの)	4方向カセット形 以外	3.6kW未満	5.1 以上
			3.6kW以上 10.0kW未満	5.1-0.083× (A-3.6) 以上
			10.0kW以上 20.0kW未満	5.1-0.10× (A-10) 以上
			20.0kW以上 28.0kW以下	4.3-0.050× (A-20) 以上
2-2.空気調和機器 (業務用エアコン)	設備用 (室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの)	直吹き形	10.0kW未満	5.7 以上
			10.0kW以上 20.0kW未満	5.7-0.11× (A-10) 以上
			20.0kW以上 40.0kW未満	5.7-0.065× (A-20) 以上
			40.0kW以上 50.4kW以下	4.8-0.040× (A-40) 以上
	空気調和機器 (室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの)	ダクト形	20kW未満	4.9 以上
			20.0kW以上 28.0kW以下	4.9 以上
			20kW未満	4.7 以上
			20.0kW以上 28.0kW以下	4.7 以上

<備考>

1. 基準値の計算式にある「A」は冷房能力(単位 キロワット)を表す。
2. 寒冷地仕様については、性能区分ごとの基準エネルギー消費効率に係数(店舗用: 0.8 ビル用: 0.7)を乗じた数値を満たしていれば、補助対象とする。

その他、詳細はトップランナー制度「エアコンディショナー 目標年度が2015年度以降の各年度のもの【業務用】」に準ずる。

■その他注意事項

- APF2006の製品カタログ記載値が基準値を満たしていれば申請することができる。ただし、製品カタログにAPF2015しか記載がない場合、APF2015が基準値を満たすこと。
- 室外機を連結して導入する場合は、連結後の能力(kW)に該当する基準値を満たすこと。ただし、連結後の能力(kW)が基準値一覧の能力(kW)を上回る場合は、連結前の室外機がそれぞれ基準値を満たしていれば、補助対象とする。
- 水冷式は、トップランナー基準がないため補助対象外とする。
- 店舗用の床置き形は、「店舗用・4方向カセット形以外」の基準値を満たすこと。

II. 設備単位

➤ 対象設備の基準値(2/2)

(つづき)

種別	性能区分	基準値
		APFp
2-2.ガスヒートポンプエアコン	冷房能力が7.1kW超 28kW未満	1.07 以上
	冷房能力が28kW以上 35.5kW未満	1.22 以上
	冷房能力が35.5kW以上 45kW未満	1.37 以上
	冷房能力が45kW以上 56kW未満	1.59 以上
	冷房能力が56kW以上	1.70 以上

<備考>

1. 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
2. 期間成績係数(APFp)については、JIS B 8627 に規定する方法により算出するものとする。

■ その他の注意事項

- ・APFp2015の製品カタログ記載値が基準値を満たすこと。
- ・GHPチラーとして導入する場合も、基準値を満たしていれば対象とする。

種別	性能区分	基準値
2-3.チリングユニット	空冷式 ※1	3.0 以上 ※1
	水冷式 ※2	3.3 以上 ※2

<備考>

- ※1 冷温水を供給する空冷式のチリングユニット(電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。)のうち、定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格消費電力で除して得た数値の平均値が3.0以上のものに限る。
- ※2 冷水を供給する水冷式のチリングユニット(電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。)のうち、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が3.3以上のものに限る。

■ その他の注意事項

- ・空調以外の目的で使用する場合も、空調の温度条件(JIS等)で計算した性能値が基準値を満たすこと。
- ・製品カタログに当該条件での性能値がない場合、当該条件で計算した基準値が記載された仕様書等を添付すること。

種別	性能区分	基準値
2-4.吸収式冷凍機	吸収冷凍機	1.2以上 ※1
	吸収冷温水機	1.1以上 ※2
	廃熱投入型吸収式冷凍機(ジェネリンク)	1.2以上 ※3
	廃熱投入型吸収式冷温水機(ジェネリンク)	1.1以上 ※4

<備考>

- ※1 空気調和用の冷水を供給する冷凍機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するもののうち、定格消費熱電効率(JIS B8622に基づいて算出された数値をいう。以下同じ。)が1.2以上のものに限る。
- ※2 空気調和用の冷温水を供給する冷温水機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するもののうち、定格冷房能力を定格ガス消費量又は定格石油消費量で除して得た数値が1.1以上のものに限る。
- ※3 冷凍機であって、廃熱により吸収液の予熱又は冷媒の再生を行う機構を有するもののうち、定格消費熱電効率が1.2以上のものに限る。
- ※4 冷温水機であって、他から供給される熱又は温水を利用する機構を有するもののうち、定格冷房能力を定格ガス消費量又は定格石油消費量で除して得た数値が1.1以上のものに限る。

■ その他の注意事項

- ・空調以外の目的で使用する場合も、空調の温度条件(JIS等)で計算した性能値が基準値を満たすこと。
- ・製品カタログに当該条件での性能値がない場合、当該条件で計算した基準値が記載された仕様書等を添付すること。

種別	性能区分	基準値
2-5.ターボ冷凍機	-	5.0以上 ※

<備考>

- ※ 空気調和用の冷水を供給する冷凍機のうち、遠心式圧縮機を用いるものであって、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が5.0以上のものに限る。

■ その他の注意事項

- ・空調以外の目的で使用する場合も、空調の温度条件(JIS等)で計算した性能値が基準値を超えること。
- ・製品カタログに当該条件での性能値がない場合、当該条件で計算した基準値が記載された仕様書等を添付すること。

II. 設備単位

③産業ヒートポンプ

➤ 対象範囲

種別	対象範囲
3-1.高温水ヒートポンプ	
3-2.循環加温ヒートポンプ	
3-3.熱風ヒートポンプ	
3-4.蒸気発生ヒートポンプ	産業ヒートポンプ本体、給水タンク、送水ポンプ(給水用)、送水ポンプ(熱源水用)、熱回収熱交換器、循環タンク、循環ポンプ、高調波対策盤(コンバータ盤)、防振架台、架台

➤ 対象設備の基準値

種別	性能区分	基準値
		COP
3-1.高温水ヒートポンプ ※1	加熱能力 100kW未満	温水出口温度 65°C、 熱源水入口温度 15°C
		温水出口温度 65°C、 熱源水入口温度 30°C
		温水出口温度 65°C、 熱源水入口温度 45°C
	加熱能力 100kW以上	温水出口温度 65°C、 熱源水入口温度 15°C
		温水出口温度 65°C、 熱源水入口温度 30°C
		温水出口温度 65°C、 熱源水入口温度 45°C
3-2.循環加温ヒートポンプ ※2		温水出口温度 90°C、 熱源水入口温度 15°C
		温水出口温度 90°C、 熱源水入口温度 30°C
		温水出口温度 90°C、 熱源水入口温度 45°C
3-3.熱風ヒートポンプ ※3	吸込空気温度を冬期:7°C、中間期 16°C、夏期 25°C、 温水出口温度 65°Cの平均値	2.66 以上
3-4.蒸気発生ヒートポンプ ※4	空気入口温度:20°C、熱風供給温度 100°C、熱源水入 口温度 30°C、熱源水出口温度 25°C	3.44 以上
	蒸気供給温度 120°C、熱源水入口温度 65°C	3.53 以上
	蒸気供給温度 150°C、熱源水入口温度 90°C	3.00 以上
	蒸気供給温度 165°C、熱源水入口温度 70°C	2.46 以上

<備考>

※1 下水熱や工場排水等の未利用熱を熱源水として活用するヒートポンプであり、水等の二次媒体を加熱する熱源機のうち、定格能力を定格消費電力で除して算出した数値が上記の基準を満たすもの。なお、算出に当たっては、温水出口温度、熱源水入口温度を使用条件に応じて表内のとおり設定することを前提条件とする。

※2 循環する水等の二次媒体を加熱する熱源機であり、ヒートポンプ方式のもののうち、定格能力を定格消費電力で除して算出した数値が2.66 以上であるもの。なお、算出に当たっては、吸込空気温度を冬期:7°C、中間期 16°C、夏期 25°C、温水出口温度を 65°C とすることを前提条件とし、それぞれの季節の平均値を取る。

※3 高温の熱風を発生させる装置であり、自然冷媒を用いたヒートポンプ方式のもののうち、定格能力を定格消費電力で除して算出した数値が3.44 以上であるもの。なお、算出に当たっては、空気入口温度:20°C、熱風供給温度 100°C、熱源水入口温度 30°C、熱源水出口温度25°Cを前提条件とする。

※4 蒸気を発生させる装置であり、ヒートポンプ方式のもののうち、定格能力を定格消費電力で除して算出した数値が上記の基準を満たすもの。なお、算出に当たっては、蒸気供給温度、熱源水入口温度を使用条件に応じて表内のとおり設定することを前提条件とする。

■その他注意事項

・基準値達成確認のため、性能区分の温度条件で計算したCOPが記載された製品カタログや仕様書を必ず添付すること。

II. 設備単位

④業務用給湯器

➤ 対象範囲

種別	対象範囲
4-1.業務用ヒートポンプ給湯器	ヒートポンプユニット、リモコン、給湯タンク設備(貯湯・給湯・膨張・バッファータンク)、搬送・循環ポンプ、高調波対策盤(高効率コンバータ盤)、センサ配線セット、入水管セット(タンクとの接続)、設置台、再加熱ヒートポンプ
4-2.潜熱回収型給湯器 (ガス・石油)	給湯器本体、リモコン(連結配管含む)、給湯タンク設備(貯湯・給湯・膨張・バッファータンク)、配管キット、減圧弁・加圧逃し弁、排気カバー(吸排気部材含む)、配管カバー、設置台・部材(壁掛け用部材含む)、排気筒、循環ポンプ、LPG・LNGバルク設備(貯槽タンク・派出ポンプ・ベーパーライザ)、液体燃料設備(貯槽、ポンプ含む)、再加熱ヒートポンプ

➤ 対象設備の基準値

種別	性能区分	基準値
4-1.業務用ヒートポンプ給湯器 ※1	-	3.0以上 ※1
4-2.潜熱回収型給湯器(ガス・石油) ※2	-	94%以上 ※2

<備考>

※1 高効率ヒートポンプ式給湯機(業務の用に供する電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の給湯機のうち、定格加熱能力を定格消費電力で除して得た数値が3.0以上のものに限る。)

※2 燃焼ガス中の顯熱を回収する熱交換器及び燃焼ガス中の水蒸気が持つ潜熱を回収するための熱交換器を有する装置であり、性能基準給湯熱効率(定格)が94%以上(高位発熱量基準)であること。

II. 設備単位

⑤高性能ボイラ

➤ 対象範囲

種別	対象範囲
5-1.蒸気ボイラ	ボイラ本体（給水ポンプ、送風機、制御盤、主蒸気弁、安全弁、給水弁、燃料弁、ブローバルブ、節炭器、空気予熱器を含む）、給水・給湯タンク設備（貯湯・給湯・膨張・バッファータンク）、LPG・LNGバルク設備（貯槽タンク・排出ポンプ・ベーパーライザー）、液体燃料設備（貯槽、ポンプ含む）、排気筒、循環ポンプ、水処理装置（薬注装置・軟水装置等）、台数制御装置、ドレン回収装置、給水加温ヒートポンプ
5-2.温水ボイラ	ボイラ本体（循環ポンプ、送風機、制御盤、給水弁、燃料弁、熱交換器、真空ポンプを含む）、給水・給湯タンク設備（貯湯・給湯・膨張・バッファータンク）、LPG・LNGバルク設備（貯槽タンク・排出ポンプ・ベーパーライザー）、液体燃料設備（貯槽、ポンプ含む）、排気筒、循環ポンプ、水処理装置（薬注装置・軟水装置等）、台数制御装置、給水加温ヒートポンプ

➤ 対象設備の基準値

種別	性能区分	基準値
		ボイラ効率
5-1.蒸気ボイラ ※1	-	95%以上 ※1
5-2.温水ボイラ ※2	-	95%以上 ※2

<備考>

※1 ガス・石油等の燃料の燃焼や電気を熱源として、水を加熱して水蒸気を発生させ、その蒸気を他に供給するもののうち、JIS B 8222 陸用ボイラ — 熱勘定方式におけるボイラ効率の算定方式の入出熱法又は熱損失法に準じて算出されたボイラ効率が95%以上(低位発熱量基準)であること。

※2 ガス・石油等の燃料の燃焼や電気を熱源として、水を加熱して温水を発生させ、その温水を他に供給するもののうち、JIS B 8222 陸用ボイラ — 热勘定方式におけるボイラ効率の算定方式の入出熱法又は熱損失法に準じて算出されたボイラ効率が95%以上(低位発熱量基準)であること。又は、JIS B 8417真空式温水発生機とJIS B 8418無圧式温水発生機における熱効率の算定方式の入出熱法又は熱損失法に準じて算出された熱効率が95%以上(低位発熱量基準)であること。

II. 設備単位

⑥高効率コージェネレーション

➤ 対象範囲

種別	対象範囲
6-1.高効率コージェネレーション	コージェネレーション本体、防振架台、廃熱ボイラ、給水・給湯タンク設備(貯湯・給湯・膨張・バッファータンク)、ドレン回収装置、温水タンク、潤滑油タンク、熱交換器、LPG・LNGバルク設備(貯槽タンク、派出ポンプ、ベーパーライザー)、液体燃料設備(貯槽、ポンプ含む)、廃ガス処理装置(脱硝装置、排気筒、サイレンサ)、ポンプ類(給水ポンプ、冷温水ポンプ等)、冷却塔(冷却水ポンプ含む)、水処理装置(薬注装置、軟水装置)、制御装置

➤ 対象設備の基準値

種別	基準値(次のいずれかを満たすこと)	
	総合効率	発電効率
6-1.高効率コージェネレーション	82% 以上	41% 以上

<備考>

- ガス・石油等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収する熱電併給システムのうち、JIS B 8121 コージェネレーションシステムに準じて算出された総合効率又は発電効率(発電端)いずれかの基準を満たすこと(低位発熱量基準)。

■ その他の注意事項

- 既存設備がコージェネレーションの場合の設備更新を補助対象とする。
- コージェネレーション設備によって生産された電力と熱を、全て自家消費するものを補助対象とする。

II. 設備単位

⑦低炭素工業炉

➤ 対象範囲

種別	対象範囲
7-1.燃焼式	炉体(外枠、バーナータイル、断熱材、煙突含む)、燃焼装置(バーナ、ラジアントチューブ、リジェネバーナー、廃熱回収装置内蔵型含む)、廃熱回収装置、排気ファン、燃焼空気用送風機、LPG・LNGバルク設備(貯槽タンク、排出ポンプ、ベーパーライザー)、液体燃料設備(貯槽、ポンプ含む)
7-2.抵抗加熱式	炉体(外枠、断熱材含む)、加熱発熱体、専用電源
7-3.誘導加熱式	炉体(外枠、断熱材含む)、誘導加熱装置、専用電源、専用変電設備、整合盤(マッチングトランス含む)、冷却設備

➤ 対象設備の基準値

種別	性能区分	基準値
		炉効率 ※
7-1.燃焼式	加熱炉	連続式 40% 以上
		バッチ式 20% 以上
	熱処理炉	連続式 40% 以上
		バッチ式 20% 以上
	溶解炉	バッチ式 30% 以上
	加熱炉	連続式 60% 以上
7-2.抵抗加熱式		バッチ式 50% 以上
熱処理炉	連続式 30% 以上	
	バッチ式 20% 以上	
溶解炉	バッチ式 60% 以上	
7-3.誘導加熱式	加熱炉	連続式 60% 以上
		バッチ式 45% 以上
	熱処理炉	バッチ式 40% 以上
	溶解炉	バッチ式 60% 以上

<備考>

※ 炉効率は、被加熱物の持ち去る熱量(含熱量) ÷ 総投入熱量 × 100 から算出する。ただし循環熱は投入熱量から除く。

II. 設備単位

⑧変圧器

➤ 対象範囲

種別	対象範囲
8-1.油入変圧器	変圧器本体
8-2.モールド変圧器	

➤ 対象設備の基準値

種別	性能区分	基準値	
		エネルギー消費効率	
8-1.油入変圧器 ※絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。	単相	50Hz	$500kVA$ 以下 $11.2 \times S^{0.732}$ 以下
		60Hz	$500kVA$ 以下 $11.1 \times S^{0.725}$ 以下
	三相	50Hz	$500kVA$ 以下 $16.6 \times S^{0.696}$ 以下
		500kVA超	$11.1 \times S^{0.809}$ 以下
		60Hz	$500kVA$ 以下 $17.3 \times S^{0.678}$ 以下
		500kVA超	$11.7 \times S^{0.790}$ 以下
	8-2.モールド変圧器 ※樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。	50Hz	$500kVA$ 以下 $16.9 \times S^{0.674}$ 以下
		60Hz	$500kVA$ 以下 $15.2 \times S^{0.691}$ 以下
		50Hz	$500kVA$ 以下 $23.9 \times S^{0.659}$ 以下
		500kVA超	$22.7 \times S^{0.718}$ 以下
		60Hz	$500kVA$ 以下 $22.3 \times S^{0.674}$ 以下
		500kVA超	$19.4 \times S^{0.737}$ 以下

<備考>

- 定格一次電圧が600Vを超え、7,000V以下のものであって、かつ、交流の電路を使用する変圧器。ただし、以下のものを除く。
①絶縁材料としてガスを使用するもの、②H種絶縁材料を使用するもの、③スコット結線変圧器、④3以上の巻線を有するもの、⑤柱上変圧器、⑥単相変圧器であって定格容量が5kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの、⑦三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は2,000kVAを超えるもの、⑧樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって、三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの、⑨定格二次電圧が100V未満のもの又は600Vを超えるもの、⑩風冷式又は水冷式のもの。
- エネルギー消費効率については、JIS C 4304及びJIS C 4306に規定する測定方法により測定した無負荷損(W)及び負荷損(W)から得られる全損失(W)とする。
- JIS C 4304 及びJIS C 4306 に規定する標準仕様状態で使用しない変圧器については、表内の区分ごとに油入変圧器は1.10を、モールド変圧器は1.05を、それぞれ算定式に乘じた値を目標基準値とする。
- エネルギー消費効率の計算式にある「S」は定格容量(単位 キロボルトアンペア)を表す。

その他、詳細はトップランナー制度「変圧器 目標年度が2014年度以降の各年度のもの」に準ずる。

II. 設備単位

⑨冷凍冷蔵庫

➤ 対象範囲

種別	対象範囲
9-1.電気冷蔵庫	冷蔵庫・冷凍冷蔵庫本体
9-2.電気冷凍庫	冷凍庫本体

➤ 対象設備の基準値

種別	性能区分		基準値
			2016年省エネ基準達成率
9-1.電気冷蔵庫	冷蔵庫	縦型 ※1	インバータ制御 電動機有
			100%以上
		横型 ※2	100%以上
	冷凍冷蔵庫	縦型	100%以上
		横型	100%以上
9-2.電気冷凍庫	縦型		100%以上
	横型		100%以上
	チエストフリーザー ※3		100%以上
	冷凍ストッカー ※4		100%以上

<備考>

※1 「縦型」とは、JIS B 8630(2009)に規定する外形寸法に基づく高さ(以下「外形高さ寸法」という。)(単位 ミリメートル)が1,000ミリメートル超の機器であって前開き形のものをいう。

※2 「横型」とは、外形高さ寸法が、1,000 ミリメートル以下の機器であって前開き形のものをいう。

※3 「チエストフリーザー」とは、上開き形であって、上方に引き上げる形状の扉をもつものとする。

※4 「冷凍ストッカー」とは、上開き形であって、左右にスライドする形状の扉をもつものとする。

その他、詳細はトップランナー制度「電気冷蔵庫 目標年度が2016年度以降の各年度のもの【業務用】」、「電気冷凍庫 目標年度が2016年度以降の各年度のもの【業務用冷凍庫】」に準ずる。

II. 設備単位

⑩産業用モータ

➤ 対象範囲

種別	対象範囲
10-1.産業用モータ (産業用モータ単体・ポンプ・圧縮機・送風機)	産業用モータ単体・ポンプ・圧縮機・送風機本体、高調波対策盤、インバータ制御盤

➤ 対象設備の基準値

種別	性能区分	基準値		
		2極	4極	6極
10-1.産業用モータ (産業用モータ単体・ポンプ・圧縮機・送風機)	60Hz	0.75kW	77.0%	85.5%
		1.1kW	84.0%	86.5%
		1.5kW	85.5%	86.5%
		2.2kW	86.5%	89.5%
		3.7kW	88.5%	89.5%
		5.5kW	89.5%	91.7%
		7.5kW	90.2%	91.7%
		11kW	91.0%	92.4%
		15kW	91.0%	93.0%
		18.5kW	91.7%	93.6%
		22kW	91.7%	93.6%
		30kW	92.4%	94.1%
		37kW	93.0%	94.5%
		45kW	93.6%	95.0%
		55kW	93.6%	95.4%
		75kW	94.1%	95.4%
		90kW	95.0%	95.4%
	50Hz	110kW	95.0%	95.8%
		150kW	95.4%	96.2%
		185～375kW	95.8%	96.2%
		0.75kW	80.7%	82.5%
		1.1kW	82.7%	84.1%
		1.5kW	84.2%	85.3%
		2.2kW	85.9%	86.7%
		3kW	87.1%	87.7%
		3.7kW	87.8%	88.4%
		4kW	88.1%	88.6%
		5.5kW	89.2%	89.6%
		7.5kW	90.1%	90.4%
		11kW	91.2%	91.4%
		15kW	91.9%	92.1%
		18.5kW	92.4%	92.6%
		22kW	92.7%	93.0%
		30kW	93.3%	93.6%
		37kW	93.7%	93.9%
		45kW	94.0%	94.2%
		55kW	94.3%	94.6%
		75kW	94.7%	95.0%
		90kW	95.0%	95.2%
		110kW	95.2%	95.4%
		132kW	95.4%	95.6%
		160kW	95.6%	95.8%
		200～375kW	95.8%	96.0%
				95.8%

<備考>

1. 基準値は、JIS C 4034-2-1に規定する方法により測定した数値を用い、出力(入力－全損失)を入力(W)で除した数値(%)とする。
2. IECが定めたIE4(スーパープレミアム効率グレード)相当のモータは、基準値を満たしている場合は対象とする。
3. 3定格(6定格)を含む場合の200V/60Hz(400V/60Hz)については、トップランナー基準を満たしていれば、IE3相当とみなし、補助対象とする。

その他、詳細はトップランナーモード「産業用モータ 目標年度が2015年度以降の各年度のもの」に準ずる。

付録

付録

◇日本標準産業分類

法人の業種等は、日本産業分類から選択すること。

大分類		中分類	分類項目名	大分類		中分類	分類項目名
A	農業,林業	01	農業	卸売業,小売業 (続き)		53	建築材料,鉱物・金属材料等 卸売業
		02	林業			54	機械器具卸売業
B	漁業	03	漁業(水産養殖業を除く)			55	その他の卸売業
		04	水産養殖業			56	各種商品小売業
C	鉱業,採石業, 砂利採取業	05	鉱業,採石業,砂利採取業			57	織物・衣服・身の回り品小売業
D	建設業	06	総合工事業			58	飲食料品小売業
		07	職別工事業(設備工事業を除く)			59	機械器具小売業
		08	設備工事業			60	その他の小売業
E	製造業	09	食料品製造業	J 金融業,保険業		61	無店舗小売業
		10	飲料・たばこ・飼料製造業			62	銀行業
		11	繊維工業			63	協同組織金融業
		12	木材・木製品製造業(家具を除く)			64	貸金業,クレジットカード業等 非預金信用機関
		13	家具・装備品製造業			65	金融商品取引業,商品先物取引業
		14	パルプ・紙・紙加工品製造業			66	補助的金融業等
		15	印刷・同関連業			67	保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)
		16	化学工業			68	不動産取引業
		17	石油製品・石炭製品製造業			69	不動産賃貸業・管理業
		18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)			70	物品賃貸業
		19	ゴム製品製造業			71	学術・開発研究機関
		20	なめし革・同製品・毛皮製造業			72	専門サービス業(他に分類され ないもの)
		21	窯業・土石製品製造業			73	広告業
		22	鉄鋼業			74	技術サービス業(他に分類され ないもの)
		23	非鉄金属製造業	M 宿泊業,飲食サー ビス業		75	宿泊業
		24	金属製品製造業			76	飲食店
		25	はん用機械器具製造業			77	持ち帰り・配達飲食サービス業
		26	生産用機械器具製造業			78	洗濯・理容・美容・浴場業
		27	業務用機械器具製造業			79	その他の生活関連サービス業
		28	電子部品・デバイス・電子回路 製造業			80	娯楽業
		29	電気機械器具製造業			81	学校教育
		30	情報通信機械器具製造業			82	その他の教育,学習支援業
		31	輸送用機械器具製造業	P 医療,福祉		83	医療業
		32	その他の製造業			84	保健衛生
		33	電気業			85	社会保険・社会福祉・介護事業
F	電気・ガス・熱供 給・水道業	34	ガス業			86	郵便局
		35	熱供給業			87	協同組合(他に分類されないもの)
		36	水道業	R サービス業(他に 分類されないもの)		88	廃棄物処理業
		37	通信業			89	自動車整備業
G	情報通信業	38	放送業			90	機械等修理業(別掲を除く)
		39	情報サービス業			91	職業紹介・労働者派遣業
		40	インターネット附随サービス業			92	その他の事業サービス業
		41	映像・音声・文字情報制作業			93	政治・経済・文化団体
		42	鉄道業			94	宗教
H	運輸業,郵便業	43	道路旅客運送業			95	その他のサービス業
		44	道路貨物運送業			96	外国公務
		45	水運業	S 公務(他に分類さ れるものを除く)		97	国家公務
		46	航空運輸業			98	地方公務
		47	倉庫業				
		48	運輸に附帯するサービス業				
		49	郵便業(信書便事業を含む)				
I	卸売業,小売業	50	各種商品卸売業	T 分類不能の産業			
		51	繊維・衣服等卸売業				
		52	飲食料品卸売業	99	分類不能の産業		

付録

◇原油換算係数表

原油換算係数表(燃料)

(省エネ法施行規則(平成29年2月24日施行改正)の第4条第1項) 発熱量10(GJ)=原油換算量0.258(kl)		
燃料名・量		発熱量(GJ)
原油	1kl	38. 2
原油のうちコンデンセート(NGL)	1kl	35. 3
揮発油(ガソリン)	1kl	34. 6
ナフサ	1kl	33. 6
ジェット燃料油	1kl	36. 7
灯油	1kl	36. 7
軽油	1kl	37. 7
A重油	1kl	39. 1
B・C重油	1kl	41. 9
石油アスファルト	1トン	40. 9
石油コークス	1トン	29. 9
液化石油ガス(LPG)	1トン	50. 8
石油系炭化水素ガス	千m ³	44. 9
液化天然ガス(LNG) (窒素、水分その他の不純物を分離して液化したもの をいう。)	1トン	54. 6
その他可燃性天然ガス	千m ³	43. 5
原料炭	1トン	29. 0
一般炭	1トン	25. 7
無煙炭	1トン	26. 9
石炭コークス	1トン	29. 4
コールタール	1トン	37. 3
コークス炉ガス	千m ³	21. 1
高炉ガス	千m ³	3. 41
転炉ガス	千m ³	8. 41
都市ガスの熱量については都市ガス会社に確認すること。		

原油換算係数表(熱)

(省エネ法施行規則(平成29年2月24日施行改正)の第4条第2項) 発熱量10(GJ)=原油換算量0.258(kl)		
熱の種類・量		発熱量(GJ)
産業用蒸気	1GJ	1. 02
産業用以外の蒸気	1GJ	1. 36
温水	1GJ	1. 36
冷水	1GJ	1. 36

原油換算係数表(電気)

(省エネ法施行規則(平成29年2月24日施行改正)の第4条第3項) 発熱量10(GJ)=原油換算量0.258(kl)		
電気の量		発熱量(GJ)
一般送配電事業者から昼間買電 ※特定規模電気事業者からの買電量も含む	1千kWh	9. 97
一般送配電事業者から夜間買電 ※特定規模電気事業者からの買電量も含む	1千kWh	9. 28
上記以外の買電	1千kWh	9. 76

※エネルギー使用量は熱量換算し、その合計を原油換算すること。

※省エネルギー率、省エネルギー量、エネルギー原単位については、「エネルギー使用量の原油換算表」に基づいて算出すること。

公募に関するお問い合わせ・相談・連絡窓口

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
エネルギー使用合理化等事業者支援事業

補助金申請に関するお問い合わせ窓口

TEL:0570-055-122 (ナビダイヤル)

※ IP電話からのお問い合わせ TEL:042-303-4185

<https://sii.or.jp/>

受付時間は平日の10:00~12:00、13:00~17:00です。
通話料がかかりますのでご注意ください。